

54. ハンセン病に関する教育の更なる推進について（令和5年11月30日通知）

ハンセン病問題に関する教育を行う際に活用できる資料や事業が充実しましたので、これらを活用し、ハンセン病問題に関する教育を更に推進をしていただくようお願いします。

5 初児生第22号
健生難発1130第1号
法務省権啓第99号
令和5年11月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長
各国公立大学法人担当課長
大学を設置する各地方公共団体担当課長
各文部科学大臣所轄学校法人担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
大学又は高等専門学校を設置する公立大学
法人を設立する各地方公共団体担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・擁護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
伊藤史恵

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
常盤木祐一

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
安里賀奈子

文部科学省高等教育局大学教育・入試課長
古田和之

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長
山田章平

法務省人権擁護局人権啓発課長
三宅義寛

ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）

日頃から、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

学校におけるハンセン病問題に関する教育については、以前から御配慮いただいているところですが、「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）において、関係省庁が連携・協力し、人権教育の強化に取り組むこととされており、「ハンセン病に関する教育の実施について」（令和元年8月30日付け元初児生第13号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長通知）で、その旨をお知らせし、令和3年度からは、文部科学省、厚生労働省、法務省の3省連名で通知を発出し、関係省庁間の連携の下で一体的に施策の推進を進めているところです。

令和5年3月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」（※）が取りまとめられたところであり、ハンセン病に係る偏見差別の解消に向け、より一層の教育の充実が重要となります。

ハンセン病問題について学校で活用できる資料としては、厚生労働省が作成しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」や、法務省が作成している人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」などがあります。

また、文部科学省においても、令和3年12月に、独立行政法人教職員支援機構と調整し、同機構が提供する校内研修用の動画コンテンツの一環として、ハンセン病問題に係る講義動画を作成しました。この動画は、学校でハンセン病問題に係る教育に真摯に取り組んでこられた校長先生による講義を収録しております。

さらに、厚生労働省においては、国立ハンセン病資料館に委託し、ハンセン病問題に関する専門知識を有する学芸員の無料の出張講座（講師派遣またはオンライン）を行っているほか、厚生労働省が委託事業において実施する講師等派遣事業では、当事者である元患者の御家族の講師派遣も行っております。

詳細は下記のとおりですので、これらの資料や事業を活用していただき、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきますよう、御配意のほど、よろしく願いいたします。

また、大学等（高等専門学校、専修学校及び各種学校を含む）におかれても、学芸員等の講師派遣やその他の関係施設・資料等を授業等に活用いただき、ハンセン病問題に関する教育について御配意いただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省にあっては所管の専修学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、これらの資料や事業は、学校での活用に限らず、社会教育の場でハンセン病問題について学ぶ際にも適切な内容であることから、教育委員会や社会教育施設等が開催する講座等においても活用していただきますよう、よろしく願いいたします。

※「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」掲載 URL

https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jql43u00000010ff-att/kentoukai_20230331report.pdf

記

1. パンフレット「ハンセン病の向こう側」について

厚生労働省が毎年、全ての中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校中等部に対して第一学年の生徒分を配布しているパンフレット「ハンセン病の向こう側」について、令和3年8月改訂版が厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、積極的に活用いただきたいこと。

印刷物については、令和5年度においては、既に、各中学校等宛てに発送しており、ハンセン病問題に関する教育を実施していただきたいこと。

パンフレット「ハンセン病の向こう側」を使用した国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座も行っているため、先生と生徒が共にハンセン病問題について学ぶことができる場として、御活用をお願いしたいこと。

また、これらのパンフレット等とともに中学校等にはアンケートも合わせて送付することとしているところ、各中学校等におかれては、学校現場の声を踏まえた内容の改善を図るため、回答に御協力いただき、回答内容について問い合わせを行うこともあることを御理解いただきたいこと。

【パンフレット掲載 URL】 <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>



2. 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」の活用について

全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、どこにいても研修が可能となるような目的で作成している約20分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病問題に関する講義動画を作成し、令和3年12月6日付けで配信を開始した。本動画につき、校内研修や教育委員会による研修などで積極的に活用いただきたいこと。

【講義動画 URL】 <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>



3. 「人権教育研究推進事業」の成果の活用について

ハンセン病問題に係るものも含め、「人権教育研究推進事業」の成果が文部科学省ホームページに掲載されている。この中には、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを活用する中学校の事例や、国立ハンセン病資料館と連携する小学校の事例などが含まれている（注）ため、各学校における指導の検討に当たって参考としていただきたいこと。

【成果概要 URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryu/1341102.htm



(注) 小学校の事例では、国立ハンセン病資料館の学芸員からハンセン病についてオンラインで学ぶ授業を総合的な学習の時間で行っている。また、中学校の事例では、厚生労働省作成の中学生向けパンフレットを特別の教科道徳の指導で活用している。

4. 人権啓発動画及び冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」について

法務省が作成した人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」は、元患者やその家族のエピソードのアニメや、国立ハンセン病資料館の学芸員による解説で構成されている 34 分の動画で、YouTube 法務省チャンネルに掲載されているほか、法務局や地方法務局、(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーにおいてDVDの貸出しも行っている。また、動画に準じた内容の人権啓発冊子も作成している。いずれも主に、小中学生向けとして作成されたものであるため、各小中学校においてハンセン病問題に関する教育を実施する際には、本動画等を活用いただきたいこと。

また、法務局又は地方法務局の人権擁護委員が学校を訪問して実施している人権教室においても、本動画を使用した教育を行うことができるため、各学校におかれては、人権教室を活用したハンセン病問題に関する教育についても積極的に検討いただきたいこと。

【啓発動画掲載 URL】 https://www.youtube.com/watch?v=gPH5b_CDwto



【活用の手引き等掲載 URL】 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html



【人権ライブラリー】 <https://www.jinken-library.jp>



5. 学芸員等の講師派遣について (無料)

ハンセン病問題に関する教育を実施する際には、ハンセン病問題に関する専門知識を有する国立ハンセン病資料館の学芸員の出張講座の御活用をお願いしたい。なお、費用については国費での負担であり、オンラインでの講演も可能である。

また、厚生労働省では、委託事業において、当事者である元患者の御家族を講師として派遣する事業も実施しており、こちらも費用については国費により負担するのでその活用についても検討いただきたいこと。

6. その他活用できる関係施設・資料等について

1～5のほかにも、ハンセン病問題に関する教育に活用できる関係施設や資料等がある。各学校の実情に応じて、これらの関係施設や資料等を活用いただき、ハンセン病問題に関する教育や、教員の研修を実施していただきたいこと。

<添付資料>

- (別添1) パンフレット「ハンセン病の向こう側」
- (別添2) パンフレット「ハンセン病の向こう側」指導者向け教本
- (別添3) 校内研修シリーズ「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ ―ハンセン病問題から学び、伝える―」(概要)
- (別添4) 「人権教育研究推進事業」の成果事例
- (別添5) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」概要
- (別添6) 人権啓発動画「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」活用の手引き
- (別添7) 国立ハンセン病資料館出張講座(学芸員)
- (別添8) 講師等派遣事業(御家族)
- (別添9) その他関係施設・資料等

【本件連絡先】

(初等中等教育(学校における人権教育)について)
文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導係
若林、櫻井
TEL: 03-5253-4111(内線 3291)
E-mail: jidous@mext.go.jp

(初等中等教育(学習指導要領)について)
文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
川口、齊藤、木村
TEL: 03-5253-4111(内線 2075)
E-mail: kyoiku@mext.go.jp

(社会教育について)
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課共生社会学習企画係
時枝、伊藤、小林
TEL: 03-5253-4111(内線 3276)
E-mail: kyousei@mext.go.jp

(大学及び高等専門学校について)
文部科学省高等教育局
大学教育・入試課学務係
山田、久保
TEL: 03-5253-4111(内線 3334)
E-mail: gakumu@mext.go.jp

(専修学校及び各種学校について)
文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係
船木、高田
TEL: 03-5253-4111(内線 2915)
E-mail: syosensy@mext.go.jp

(パンフレット「ハンセン病の向こう側」、国立ハンセン病資料館、講師等派遣事業について)
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課ハンセン病係
岩倉、平塚
TEL: 03-5253-1111(内線 2980、2369)

(人権啓発動画「ハンセン病問題を知る」～元患者と家族の思い～、人権教室について)
法務省人権擁護局人権啓発課人権啓発第二係
安部、野田
TEL: 03-3580-4111(内線 5877)
E-mail: keihatsu@i.moj.go.jp



ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。
ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。
それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。
この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。

ハンセン病の悲しい歴史

みんなハンセン病を知ってる？

私は最近まで知らなかったんだ。
話を聞いて、かなりショックを受けた。

ハンセン病って、どんな病気が知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮ふにさまざまな病的な変化が起こったりします。また、治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。



早く見つけて適切な治療をすれば 治る病気なんだよ

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

ハンセン病は感染症だけにともうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻痺などの症状が出る(発病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新病者数:2017年1人、2018年0人、2019年0人)

どうして強制的に患者を隔離してしまっただろう？

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に收容されましたが、やがて自宅で療養する患者も收容されるようになりまし。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くかいない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を目的とした「瘡予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されていきました。また、各県では「無償療養運動」という名のもとに、患者を見つけ出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人離れした場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



患者の収容には警察官が立ち会った

ハンセン病問題の歩み

- 差別のほじり**
 - 中世～近世 体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
- 患者の隔離政策**
 - 明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代) 患者を強制的に收容し、療養所から一旦出られなくする「ハンセン病隔離政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
- 治療薬の登場**
 - 昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年) 有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
- 「らい予防法」廃止**
 - 平成8年(1996年) 「らい予防法」(「瘡予防法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。
- 司法判断**
 - 平成13年(2001年) 患者隔離政策を違法とする熊本地裁判決
 - 令和元年(2019年) ハンセン病患者家族の偏見や差別の被害を認める熊本地裁判決

学習のポイント

- POINT1** ハンセン病は、「らい菌」による感染症。「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ
- POINT2** 現在は治療法が確立され、早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる
- POINT3** ハンセン病患者やその家族は、偏見や差別の対象にされてきた。国や社会が患者やその家族に対してどのように接してきたかを振り返る

ハンセン病と人権について考える

治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったよね。
 そして国は療養所の入所者、社会復帰者におおびき、政策を改めた。
 それなのに、どうして偏見や差別がなくならないのだから？

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
 どうして療養所に収容されたままだったの？

ハンセン病患者の隔離政策は、「療予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出る事が出来なかつたのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていきました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのも、昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所外では頼る人もなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかつたのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



熊本県での訴訟発表(写真提供:共同通信社)

大連は理しい
 90年、長い長い闘争の中
 一歩の歩みがあった
 勝利とわかって
 涙、涙もせず
 涙が止まらなかつた
 私はうつろひなさいいて
 みんなが光の中を
 歩んでいける
 もう私はうつろひなさいいていい
 大連は理しい



ハンセン病の隔離政策が終わったのは
 つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)にようやく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁に国へのハンセン病政策の転換が求められたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国憲賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をせず、新たに賠償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組みんでいます。

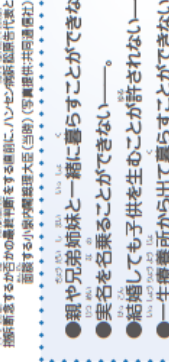


岩瀬薫「プロミン」の注釈

熊本裁判に勝利したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に
 対する偏見や差別は今でも根強く残っている

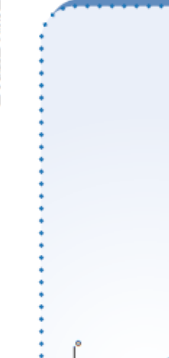
熊本地裁の判決に対し、国は控訴し断念を決めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組み決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起き、これが報道されると、今度はいよいよ判決後、熊本県で入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができないという人もいます。



熊本市で舌が舌の最終診断をする劇団に、ハンセン病訴訟原告代表と面談する小池内閣総理大臣(当時)(写真提供:共同通信社)

療養所を出られるようになっても故郷に帰れず、
 肉親と再会できない人もいるんだって

高齢や後遺症、同士の偏見などを乗り越えて、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多くとはいえません。療養所に入所したときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名や戸籍を捨てた人もいます。現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会が出来ない人もいます。療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓に入れず、各療養所内の納骨堂に納められています。



原野病院の納骨堂

学習のポイント

- POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくするためにハンセン病について正しい知識を持つ
- POINT2 ハンセン病問題を風化させずにはならないハンセン病問題を解決するならば、君たちが選んでいる
- POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である問題解決のために私たちに何が出来るか考えてみよう

*資料の引用に不備がある場合は、上巻の資料所に再確認を請求すること。

ハンセン病問題から学べべきこと

もし自分や家族が患者だったらどう思う？
ハンセン病に対する偏見や差別は、
私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう？

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人々だと思えますか。「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年が経った今も、ハンセン病に対する偏見や差別が残っていると多くの入所者や社会復帰者が感じています。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるように、私たちの心の中心に、自分とは違う一面を持つ



ハンセン病療養所 全国配置図



現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

人間回復の橋 (岡山県・邑久長島大橋)

長島と対岸の虫明を結ぶ邑久長島大橋は、1988年(昭和63年)に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として築かれ、現在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に出かけられるようになっています。



八面通風の橋と呼ばれる邑久長島大橋

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話をする機会を大事にしている」

私は12歳で発病し、故郷の愛知県から親に連れられて療養所に入りまし。すぐに本名を「信名」に変えることを勧められました。私の実家は真っ白になるまで消毒され、村八分のようになって引越せざるを得ませんでした。その後開きました。いすれ日本に「ハンセン病の元患者」ははなくなりませんが、偏見と差別が残るまま、我々の人権が侵害されたままでは見過ごせません。つらい思いを、私たちが置かれた境遇を若い人たちに話す機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲惨な思いをするのは、私たちが最後にしてほしいのです。



「療養所」の実態

元ハンセン病療養所全国原告団協議会会長 故 榎 雄二さん

国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。収容した療養所では、重症者の看護、服や手足の不自由な人の介護、そして食事調理や土工、木工、さらには亡くなった患者の火葬までも、入所者に強制的にやらせたのです。また、療養所内での結婚の条件として子供が産めない手術を強制されました。さらに、こうした措置に不満をもち、次々と療養所内の監禁所に入られました。厚生省(現・厚生労働省)には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、零下20度にもなる極寒の環境下で食事すらろくに与えられず、たくさんの方が亡くなったのです。



「夢見る故郷の空」

元ハンセン病療養所全国原告団協議会事務局長 堅山 勲さん

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「まきは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして何がなんでも自分からいつちに、星塚(現・愛媛県)に入所させられ、園に着いたその日に強制的に姓名を名を改められました。はじめて外出許可をもらい、故郷の父に会いに帰りましたが、そこ待っていたのは「もう二度と帰ってきてくれないな。兄や姉たちにも迷惑がかかるのではないか」と父の言葉が返ってきた。父にそう言わせたのは「らい予防法」がなかったからです。それは私が家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ、夢の中でしか故郷へは帰れなくなり、父が亡くなったのも知らず、知ったのは亡くなったから満6年後のことでした。



「生徒のみなさんに今後は託して」

元全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長 故 神 美知宏さん

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離し病を移すという「らい予防法」と国の誤った政策は、未曾有の人権侵害を発生させ、今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と、人間としての尊厳を回復するため、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、ふる里の墓参にも帰ることができない日々が続いています。社会の差別がそを阻んでいるからです。私たちは高齢になり運動も限界にきています。生徒のみなさんに今後は託したいと強く念じています。



ハンセン病療養所の

入所者・社会復帰者の家族の権利について考える

大切な家族がハンセン病と診断され、療養所に収容された後、残された入所者・社会復帰者の家族はどんな人生を送ったのだろうか？

国によるハンセン病患者の隔離政策によって、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族もまた、社会からのいじめや差別の対象となり、国の隔離政策でバラバラにさせられてしまいました。入所者・社会復帰者の家族に対する偏見・差別の目は、学校という集団生活の場においては、よりいっそう過酷なものでした。熊本にあるハンセン病療養所

入所者・社会復帰者の家族に対する偏見や差別の問題は、つい最近までその重大性が認識されてこなかったんだ

平成28年(2016年)、療養所入所者・社会復帰者の家族568名が、熊本地裁に対し、隔離政策により、ハンセン病患者だけでなく、その家族も偏見や差別の対象とされたとして損害賠償を求める裁判を起しました。令和元年(2019年)、熊本地裁で原告側の判決が下されました。国はこの判決を重く受け止めるとともに、この問題をできる限り早期に解決するため、原告の主張を受け入れ、控訴をさせませんでした。その後、国は、入所者・社会復帰者の家族に謝罪するとともに、入所者・社会復帰者の家族に対する補償を行う法律を作り、家族の名誉回復や入所者・社会復帰者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発の強化に取り組むことを約束しました。

に付属する保育所「麗田寮」で暮らす子どもたちが、地元の小学校の1年生として入学しようとする、PTAから入学反対運動が起き、麗田寮の子を入学者なら、我が子は登録させないという運動にまで発展しました(麗田寮事件(1954年))。このほかにも、家族が学校でいじめられ、孤立させられた例が数多く報告されています。

入所者・社会復帰者の家族としての苦悶を隠さず話せるようになるために、自分に何ができるかを考えてみよう

国はこれまでもハンセン病問題の啓発活動に取り組んできましたが、熊本地裁に対して訴えを起した時に本名を公表することができた原告はほんの数人で、500名以上の原告は匿名で裁判を起しました。熊本地裁判決後も、入所者・社会復帰者である家族がいることを周知に打ち明けられることができない家族は多くありません。家族の存在や病歴を隠すことで何とか手にした平穏な暮らしが、家族の存在や病歴を明らかにすることによって、また脅かされるかもしれない。入所者・社会復帰者の家族は今もなお、社会に語る偏見や差別をおそれて生きています。入所者・社会復帰者の家族がこれまで経験した苦悶を隠さず話せるようになるために、自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

～ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族の声～



「いつも、一人ぼっちでした。」

原田 信子さん

私が7歳の時、父がハンセン病療養所に強制収容され、母も父に付き添って家を出て行きました。一人家に残っていた私の目の前で、雷が降ったかのように真っ白になるまで自宅を消滅されました。その光景は脳裏に焼き付いて、トラウマのように今も忘れられません。その日から、生活はガラリと変わりました。近所の人からは白い目で見られるようになり、学校でも仲間はずれにされました。増除の時も、同じバケツで雑巾を洗わせてもらえず、「おまえが陰でとうてる。」と言われて、雑巾を捨てられました。いつも、一人ぼっちでした。私は、母を早く楽にしてあげたい一心で17歳の時に結婚しました。しかし、夫は、「あんな病気の親からもらってやっただのに。」と言っ、お酒を飲んではひどい暴力をふるうようになり、私は、「こんなに辛い目にあうのは父のせいだ。」と、父を恨みました。父は、平成13年、ハンセン病療養所で亡くなりました。父とは、最後まで、親子らしい関係を作ることができませんでした。



「母との20センチの壁」

奥 晴海さん

4歳の時、私はハンセン病患者であった両親から引き離され、療養所の付属保育所である「麗田寮」に入れられました。小学校2年生の夏には、「麗田寮事件」によって保育所が閉鎖され、親戚の家に預けられました。学校の長い休みの区、険しい山道をたどってハンセン病療養所に呼び込み、母の部屋で待たせておきました。しかしそれは、母が恐ろしかったからではなく、そこに行けば食べ物があってひもじい思いをしなくて済んだからでした。保育所で母が恐ろしい病気を教え込まれた私は、母との間に必ず20センチの壁を作りました。一層の布団に寝ていても、体を強ばらせて20センチ以上の距離を保っていたのです。母は、らい予防法が廃止された平成8年6月29日に亡くなりました。最後の2か月は奄美和光園に泊まり込んで母を看取りましたが、最後の最後まで母の身体を優しくなでたりしてやることさえできませんでした。



「何が正しいか、自分で考えて。」

黄光 勇さん

私が1歳の時、母がハンセン病を発病しました。ハンセン病療養所への入所について母と説得するため、自治体の職員が頻りに自宅に来ていたのを後に知りました。当初、母は入所を拒んでいました。通っていた銭湯から入浴を拒否されたことや自治体の職員から家を消滅されたことをきっかけに、療養所へ入所しました。私は、母が療養所に入所した日に、育児院へ預けられ、両親の愛情を受けられずに育ちました。1歳の私を手離す時、母は泣き叫んだそうです。私のように、親や子ども、きょうだいと引き離された家族が沢山います。国は、この隔離政策とこれを認めたい予防法を根絶し、入所者・社会復帰者やその家族に苦難や苦難を与え続けることを謝罪しました。国の政策が常に正しいとは限らないのです。何が正しいかを市民一人一人が自分で考えて行動することが大切だと思います。

……ハンセン病をもっと知ろう……

国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や畜舎の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書を収蔵した図書閲覧室もあります。

〒189-0002
東京都練馬区豊原町4-1-13
電話 042-396-2909
URL <http://www.hansen-dls.jp/>



本の閲覧室の様子。閲覧はいつでも

重監房資料館

かつてハンセン病患者の重監施設として使われた「特別病室」は、最新「重監房」へと変わっています。今も建物の重厚さが残っていますが、わずかに残された資料や施設配置の出土遺物等から推定される形を大きく部分再現し、その歴史を体感できるように展示しています。また、*ライティング*映像や音声ビデオなどの映像が与えられるほか、歴史パネルや実物資料が展示したコーナーなどがあります。

〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町清戸464-1533
電話 0279-88-1550
URL <http://sjgm.hansen-dls.jp/>



重監房(2008年)と重監時代の特別病室

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究・臨床研究のほか、ハンセン病の診療やハンセン病に関する相談、診療支援などを行っています。また、市民公開講座や医療関係者の学生や職員を対象のハンセン病医学夏期大学講座などに参加して、ハンセン病に関する勉強会を行っています。

〒189-0002 東京都練馬区豊原町4-2-1 電話 042-391-8211(代表)
URL <https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-lab/ase-irc/ase-irc-top.html>

ウェブサイト

厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>
法務省「ハンセン病への偏見や差別をなくしよう」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html
国立ハンセン病療養所(各療養所にリンクしています)
https://www.mhlw.go.jp/www1/finh/link_hoop_12/hosp/ps/c.html
国立感染症研究所「ハンセン病」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/ps/prosy.html>
日本漢方薬研究財団(ハンセン病薬療法研習事業)
<https://www.jif.or.jp/work/hansen/>
<http://www.hansen-gakkai.jp/>
日本ハンセン病学会

「ハンセン病の向こう側」発行日/令和3年8月 発行/厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話(03)5253-1111 URL:<https://www.mhlw.go.jp/>

ハンセン病問題を正しく伝えるために



ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。

ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。

それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。

この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。

このテキストを使ってハンセン病問題の

このテキストの目的

生徒たちに「ハンセン病問題の本質を伝える」ことです。

学校教育の中で「総合的な学習の時間」が取り入れられて、国際平和や人権、環境などの学習が進められています。ハンセン病問題は、人権に関する学習のなかで取り上げていただくのに適した題材といえます。ハンセン病問題は、決して過去のことではありません。1,000名以上の方が社会復帰されていますが、今でも1,004名(令和3年5月1日現在)の入所者が療養所で暮らしています。ハンセン病に対する国民の関心を喚起し、正しい理解の促進と入所者・社会復帰者やその家族が偏見・差別を感じるものがなくなるよう、さらなる啓発をする必要が及びます。



このテキストの特徴

生徒たちと共に考え、行動するきっかけを作ってください。

教材としてのこのテキストの特徴は、第1に、「テキスト解説形式」をとっていることです。生徒たちが見ているテキストと同じページを見ながら、生徒たちと同じ目線から授業を展開できると考えました。第2に、「提示されている内容は、厚生労働省を中心とする国の機関の見解だけでなく、国立ハンセン病療養所入所者や社会復帰者の体験などを基礎にしている」ことです。ハンセン病問題は関係者の置かれている立場によって様々な意見があるため、多方面で確認された事例が土台となっています。



啓発を行う皆さまへ

気をつけておきたいこと

ハンセン病に関わる人たちが置かれている現状を考えましょう。

ハンセン病問題は、私たちが疾患について理解するだけでは解決しません。社会復帰した人のなかには、病気のことを家族に話していない人も大勢います。国家賠償訴訟において国の責任が認められ、国の対策が進んだからといって、すべてが克服されたというわけではないのです。入所者、社会復帰者やその家族が置かれている状況はさまざまですが、今なお世間の目を恐れて暮らしている人も多いのです。そのことを理解したうえで、いま自分たちに何ができるのかを考えさせることが大切です。



第1部 テキスト解説編

1. ハンセン病の基本情報 3
2. ハンセン病と人権について 5
3. この授業で教えるべきことは何か 7

第2部 資料編

1. 歴史からみたハンセン病 9
2. 医学からみたハンセン病 11
3. ハンセン病問題のポイント 13
4. ハンセン病問題を全面解決するために 15
5. ハンセン病に対する理解を深めるために 17
6. ハンセン病データ源 19

3. この授業で教えるべきことは何か

解説のポイント

現在、療養所には入所者が約1,000名、社会復帰者が約1,000名[※]いる。過去のつらい歴史や経験などから家族や友人にハンセン病であることを隠している人がいることを踏まえよう、私たちは何をすべきなのかを考えていく。

※厚生労働省による調査結果と入所者数と社会復帰者の数(令和3年4月1日現在)

子どもたちと共に考え、行動する

ハンセン病の患者やその家族たちは、長い間、多くの偏見や差別に苦しんできました。病気への理解や人権尊重の意識が明らかになり、ようやく正しい情報が伝えられるようになってきています。ハンセン病に対する偏見や差別をなくすためには、ハンセン病について正しい知識を持つことが必要です。

私たちがこうした現実を知らなければ、国が国民に差別を知らなかっただけで、私たちの無関心も大きな原因の一つではないでしょうか。子どもたちには、ハンセン病問題の現状を伝え、今やお偏見や差別に苦しんでいる入所者や社会復帰者がいる現実を知り、ハンセン病問題の解決をめざして、私たちが何ができるかを子どもたちと共に考え、行動につなげていっていただければと願っています。



地域の子どもたちと交流会(多摩市生野)

ハンセン病問題から学ぶべきこと

もし自分や家族が患者だったらどう思う？
ハンセン病に対する偏見や差別は、私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう？

ハンセン病に対して偏見や差別、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはほんのほんのほんの一部です。こうした偏見や差別を解決していくためには、相手の立場や気持ちに寄り添って考えることが大切です。「正しい知識」による偏見や差別の解消は、20年が経った今も、ハンセン病に対する偏見や差別が根強く残っています。今の社会が、入所者や社会復帰者がいる、今の社会が、偏見や差別を許している、入所者や社会復帰者の権利を認め、差別や偏見をなくす。自分たち自身ができることを考え、そして自分たち自身ができることを実践しよう。

ハンセン病療養所 全国配置図



現在、日本には国立・私立をあわせて14か所のハンセン病療養所があります。療養所は、かつては偏見や差別を恐れたため、多くは交通の不便な二りにあります。

入国回廊の橋

(岡山県・吉久島橋(天橋))
岡山に待滞の兵衛を助けた高橋久重(高橋天橋)は、1988年(昭和63年)に帰国しました。帰国する必要のない兵衛、入国回廊の橋として高橋さん、高橋さん(高橋天橋)の橋が架けられました。



長島と本土を隔ていた幅約90mの水路が、長い間、偏見と差別の壁となり、渡らなかつた。橋を架けるために昭和47年(1972年)には長島生野と吉久島光潤の自治会により「架橋促進委員会」が設置され架橋への運動が始まり、16年の歳月を経て開通しました。この橋がなぜ「人間回廊の橋」と呼ばれるのか、本当に人間回廊につながっているのかを生徒に問いかけてみましょう。

自分たちが変われば、社会も変わる

- ハンセン病問題の現実を目を向ける
- 入所者、社会復帰者、その家族の心理状態を考える
- 入所者、社会復帰者との共存・共生をめざす

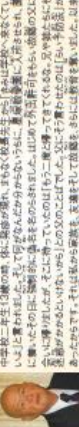
「偏見と差別が残るままでは見過ごせない若い人に話をすることを大事にしている」
...12歳で帰国した元入所者



「「療養所」の真実」
...ハンセン病療養所関係者(元入所者)の語り



「夢見る故郷の空」
...ハンセン病療養所関係者(元入所者)の語り



「生徒のみなさんに今後を託して」
...ハンセン病療養所関係者(元入所者)の語り



「ハンセン病を正しく理解する講演会」
講演する神代(2005年7月2日)



日本キリスト教団岡山県区神代水島教会で講演する神代(2005年7月2日)

入所者、社会復帰者の心理状態

ハンセン病に対する社会的理解が薄く残っていると、また偏見や差別が根深く残っているため、ハンセン病の既往が強く残っている。社会復帰者のなかには、家族や友人に自分の病状について話していない人も大勢います。医師や看護師を診察しても、差別にハンセン病の既往を言いつけず、隠れてもいるとされています。入所者や社会復帰者がこうした心理状態にあることを忘れずにいきたいと思います。

入所者の健康状態

療養所の入所者の多くは高齢になっていて、また、高齢化に伴って身体機能が低下してきています。また、高齢化に伴って身体機能が低下してきています。また、高齢化に伴って身体機能が低下してきています。また、高齢化に伴って身体機能が低下してきています。



青森県赤松町の青森国際センターホールで開催された「第3回ハンセン病市民学芸会」の様子(2007年5月12日)



兵庫県西宮市の「兵庫文化会館」で講演する神代(2002年10月18日)

1. 歴史から見たハンセン病

ハンセン病の近代～現代史

ハンセン病問題は、その歴史的経緯を抜きにして語ることができません。かつては「不治の病」と考えられ、長い間、患者やその家族たちは想像を絶する偏見や差別を受けてきました。人権が尊重される社会を実現するためには、過去の不幸な出来事を受け止め、それを次の世代に伝えていく必要があります。

明治6年(1873年)	2月	ノルウェーのハンセン医師が「らい菌」を発見
明治30年(1897年)	6月	第1回国難5人会議(トイツ)
明治40年(1907年)	3月	「療予防二難スル件」公布
昭和6年(1931年)	4月	「療予防法」公布
昭和27年(1952年)	11月	WHO第1回らい専門委員会(強制隔離政策が患者を置けさせる傾向を指摘)
昭和28年(1953年)	8月	「らい予防法」公布
昭和29年(1954年)	4月	「らい予防法」による患者家族への生活保護開始
昭和33年(1958年)	11月	第7回国難5人会議(東京)
昭和34年(1959年)	8月	WHO第2回らい専門委員会(ハンセン病に関する特別法の廃止を提唱)
昭和38年(1963年)	9月	第8回国難5人会議(無差別の強制隔離政策は時代錯誤で廃止すべき)
昭和39年(1964年)	3月	厚生省結核予防院「らいの現状に対する考え方」と「療予防法についての再検討が必要」との意見を提出
平成5年(1993年)	6月	高松宮記念ハンセン病資料館(東京都)オープン
平成6年(1994年)	11月	全国ハンセン病患者協議会が「らい予防法改正問題」についての見解表明
平成7年(1995年)	1月	全国ハンセン病患者協議会が「らい予防法改正を求める全書連の基本要請」を公表
〃	7月	第1回らい予防法見直し検討会開催
平成8年(1996年)	1月	公衆衛生審議会伝染病予防部会「らい予防法の廃止等に関する法律」について「審申
〃	4月	「らい予防法の廃止に関する法律」施行
平成10年(1998年)	3月	社会復帰準備支援事業を開始
〃	7月	「らい予防法、薬品等取締法改正(熊本地裁)
平成11年(1999年)	3月	〃 (東京地裁)
〃	9月	〃 (岡山地裁)
平成13年(2001年)	5月	ハンセン病国難5人会議請求訴訟(熊本地裁)判決
〃	5月	政府として控訴しないことを決定
〃	5月	内閣総理大臣談話発表
〃	6月	「ハンセン病患者入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布、施行
平成19年(2007年)	4月	国立ハンセン病資料館リニューアルオープン
平成21年(2009年)	4月	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行

日本のハンセン病の記録は、「日本書紀」や「今昔物語集」などにみられます。奈良、平安時代には仏教者などによって患者の救済が行われました。16世紀のキリスト教の伝来とともに、外国人宣教師による救済

テストワイト神父 (1849～1891年)



フランス生まれ、明治6年(1873年)にパリ外国宣教師会の宣教師として来日しました。巡回伝道の際、中で盲目の女性患者と出会い、病院の設立を決意し、明治22年(1889年)、静岡原宿に日本最初のハンセン病療養所となる「神山衛生病院」を開設しました。

活動も行われるようになりました。その後、長い韓国政策で救済事業は途絶えましたが、明治時代になって外国人宣教師が来日するようになると、再び救済活動が行われるようになりました。

ケートM・ヤングマン (1841～1910年)



明治6年(1873年)に、アメリカ長老教会の宣教師として来日。「キリストの精神を社会的に実践する」ために、ポラディアア同好「好善社」を設立しました。ハンセン病患者との出会いを契機に患者救済を決意、英国のThe Mission to Lepersの援助を受けて、明治27年(1894年)、東京目黒に「私立病院・船橋園」を開園しました。

ハンナリデル (1855～1932年)



イギリス国教会伝道会の宣教師として明治23年(1890年)に来日。熊本の本妙寺参道に置かるハンセン病療養所の悲惨な姿に衝撃を受け、ハンセン病患者の救済活動に取り組みようになりました。明治28年(1895年)、私財を投じて熊本・黒屋に「回春病院」を設立し、大隈重信らに政府による救済活動を遊説しました。

コール神父 (1850～1911年)



フランス出身の宣教師。明治9年(1876年)長崎に来日しました。明治22年(1889年)、大日本帝國憲法の発布により信仰の自由が保障されると、熊本市手取教会の主任神父として派遣されました。その後、布教活動の傍ら療養活動を始め、明治31年(1898年)、「待坊院」を設立し、ハンセン病療養の救済に力を注ぎました。

藤原静子 (1876～1970年)



熊本県生まれ、明治39年(1906年)、身延山に参詣した際、身延河原に住むハンセン病の少年と出会い、ハンセン病療養所の悲惨な生活を見て患者救済を決意したといわれています。明治39年(1906年)、身延山門下に「身延滋養病院」を開院し、国立療養所5分所に日蓮宗会堂を建設しました。

コンウォールリー (1857～1941年)



イギリス生まれ、明治41年(1908年)、51歳の時に宣教師として来日。熊本の回春病院などハンセン病療養所の施設を見学したことに基づき、ハンセン病療養所に生をきかけにハンセン病療養所に生涯を捧げることを決意しました。大正5年(1916年)、群馬県津町に「聖ハルナホーム」を開院しました。

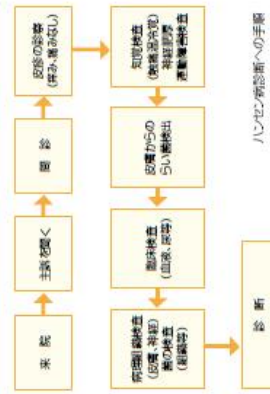
2. 医学からみたハンセン病

ハンセン病Q&A

ハンセン病は、「らい予防法」では療養所を中心とした隔離治療の基本としていました。しかし、平成8年(1996年)に制定された廃止法によって、基本方針は一般の医療機関による外来診療へと大きく転換されました。

Q どこで、どのように診察しているのですか？

新規患者のほとんどは、大学病院や一般の医療機関の皮膚科で診察を受けています。診断の手順は、皮膚症状、神経の所見、らい菌の証明、病理組織検査などを総合して判断します。ハンセン病は、皮膚症状やらい菌の多寡などから多菌型と少菌型に分れます。それにより治療法(薬の種類、内服期間)が違ってきます。国内にはハンセン病患者数が少ないので、特別な検査は国立感染症研究所ハンセン病研究センターで実施されています。



Q どのように治療するのですか？

抗生物質を内服します。リファンピジン(結核の治療にも使われている殺菌力の強い薬)、DDS(スルホン薬)、クロファジミン(色素剤)の3種類の抗生物質を併用します(多剤併用療法)。この治療を行うと、短期間でらい菌は感染力を失います。ハンセン病は治る病気ですが、早期診断、早期治療、治療薬の適切な内服を心がけ、後遺症を減らす、耐性菌を作らないようにすることが大切です。らい菌が多い(多菌型)患者は1年から数年、らい菌の少ない(少菌型)患者は6カ月の内服で治療します。

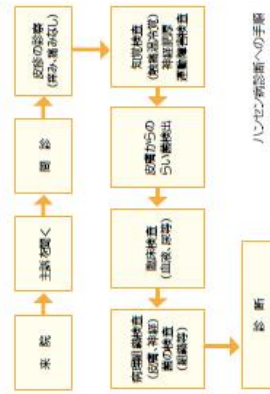


ハンセン病の治療薬

れました。同時期に成立した「感染症法」においてハンセン病は届け出が不要な疾患とされ、現在はいわゆる普通の疾患として保険診療が行われています。

Q どこで、どのように診察しているのですか？

新規患者のほとんどは、大学病院や一般の医療機関の皮膚科で診察を受けています。診断の手順は、皮膚症状、神経の所見、らい菌の証明、病理組織検査などを総合して判断します。ハンセン病は、皮膚症状やらい菌の多寡などから多菌型と少菌型に分れます。それにより治療法(薬の種類、内服期間)が違ってきます。国内にはハンセン病患者数が少ないので、特別な検査は国立感染症研究所ハンセン病研究センターで実施されています。



Q どのように感染し発症するのですか？

一般的な環境では非常にゆっくりにくい病気です。感染源となる可能性があるのは未治療のハンセン病患者ですが、日本では感染源になる人はほとんどいません。患者と接触した人が発症することでも非常に少ないと考えられています。感染経路に関する見解は現在も統一されていませんが、発症に大きく関与する発症の機会として、まだ抵抗力の発達が不十分な乳幼児期に、感染源となる未治療の患者と長い間一緒に生活したりすると、鼻涙結膜などから感染(主に呼吸器感染)して、数年から数十年の潜伏期を経て発症する可能性があります。といわれています。



5μm(赤く棒状のもの)は菌の長さ、1,000倍拡大

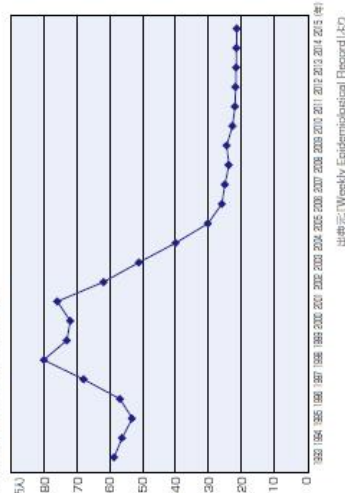


多菌型の患者。浮腫性で光沢のある紅斑で、一部には結節(しこり)が見られる。この結節部分を検査すると、らい菌を検出できる。

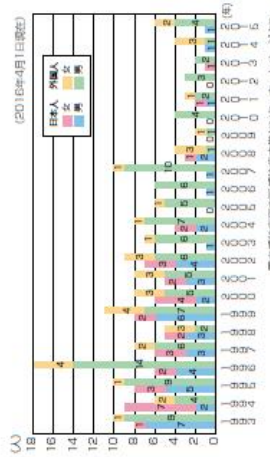


小指に軽度の変形がみられる患者。

世界のハンセン病新規患者数の推移 (WHO)



日本のハンセン病新規患者数



2015年の新規患者数が1,000人以上の国 (WHO)

国名	新規患者数	国名	新規患者数
インド	127,328	モザンビーク	2,571
ブラジル	28,386	タンザニア	2,296
インドネシア	17,202	スリランカ	1,977
エチオピア	3,970	フィリピン	1,617
コンゴ民主共和国	4,237	マダガスカル	1,487
ナイジェリア	2,892	その他の国々	12,101
ネパール	2,751	世界合計	210,798
バングラデシュ	3,076		

3. ハンセン病問題のポイント

隔離政策が行われた背景

日本の患者隔離政策は、明治40年(1907年)に制定された「癩予防法」で始まり、その後、国際的圧力を受けた状況によって日本は国際連盟を脱退し、独自の道を探求することになりました。戦時体制に向かう中で、ナショナリズムが高揚し、祖国浄化が叫ばれるようになり、このようになら社会情勢を背景に「無菌運動」が起こり、患者隔離の世論は日々高まってきました。そしてすべての患者の

収容を目指した「癩予防法」が制定され、日本のハンセン病政策は確立されたのです。第2次世界大戦後、日本憲法が制定された新たな時代を迎えましたが、ハンセン病政策は戦前の隔離収容政策が継承されました。その原因はハンセン病に対する偏見と差別にありますが、長期にわたる隔離政策によって、ハンセン病患者が社会から隔離され、この問題に向ける人が少なくなったことも大きかったと考えられます。

世界のハンセン病史

中世の欧州では、キリスト教が主体となつてハンセン病患者の隔離・収容が行われました。その後、国家政策として隔離が進められ、患者は隔離施設に収容されました。14世紀になると欧州でペストやコレラが大流行したため、欧州各国は公衆衛生対策を強化し、検疫や交通遮断、上下水道を整備するなどして伝染病を克服し、17世紀のペストの終焉とともにハンセン病も欧州から姿を消しました(比喩を除く)。

19世紀にルイウェーのハンセン医師が「らい菌」を発見し、医学界で遺伝説と感染説の論争が起こりました。ルイウェーでは遺伝説を支持して行われていた隔離を公衆衛生政策として継続強化し、ハンセン病を減少させました。19世紀後半にベルリンで開催された「第1回国際らい会議」で遺伝説は否定され、ハンセン病は伝染病(感染症)であり、隔離が必要であると決議されました。米国では、ハンセン病は欧州からの移民とアメリカ大陸から運ばれてきた人々たちによってもたらされたと考えられていました。19世紀には、百数十名の患者がハワイのモロカイ島に送られ、以後ハワイのハンセン病患者は、この島に送られることになりました。当時、ハワイで宣教師として活動していたバルギーマンのダミアン神父がモロカイ島に渡って患者とともに暮らし、ハンセン病患者の救済にあたったという記録が残されています。

G.H.アルマワエル・ハンセン(1841~1912)



日本のハンセン病政策

明治30年(1897年)、「第1回国際らい会議」に出席した土肥厚蔵(帰国後、東京帝國大学皮膚科教授)が、北里柴三郎教授は、日本において隔離を提唱しました。北里柴三郎らも隔離を支持し、医師・光田健輔は東京市黄芽院にハンセン病患者の隔離・治療を行う施設「回春病室」を設けました。その後、明治40年(1907年)に「癩予防二則スル件」が制定されましたが、内務省は「癩予防二則スル件」を、欧米のハンセン病患者予防法と同等の法理に基づく、大正5年(1916年)に新しい予防法の制定を進めました。そして昭和6年(1931年)、すべての患者の隔離を目的とした「癩予防法」が成立しました。同年行われた国際連盟保健総会の会議でも、「ハンセン病の発生・予防の重要事項は隔離と治療である」ということが決議されています。このようになら流石の中で、京都帝國大学病院の皮膚科でハンセン病の治療に従事していた医師・小笠原豊は、「ハンセン病は感染症だが、その発症には体質や栄養状態などが作用するので、患者を隔離する必要はない。また、ハンセン病は不治の病ではない」という信念から、強制隔離や断種に反対しましたが、取説とされ一蹴されてしまいました。その後、昭和27



小笠原豊(1888~1970)

根深く残る偏見や差別

(毎日新聞2016年9月27日1面)

ハンセン病も差別7%

本紙調査療養所入退所者

「らい」患者の隔離政策をめぐっての世論は、戦後(1945年)から大きく変化した。戦後民主主義の発展とともに、ハンセン病患者に対する差別意識も大きく弱まった。しかし、ハンセン病患者に対する偏見や差別意識は、依然として根深く残っている。本紙調査療養所入退所者の意識を調査したところ、ハンセン病患者に対する偏見や差別意識は、依然として7%に達している。これは、戦前と比べて大幅に減少しているものの、依然として一定の割合で残っていることを示している。

調査の結果、ハンセン病患者に対する偏見や差別意識は、依然として7%に達している。これは、戦前と比べて大幅に減少しているものの、依然として一定の割合で残っていることを示している。また、ハンセン病患者に対する偏見や差別意識は、依然として7%に達している。これは、戦前と比べて大幅に減少しているものの、依然として一定の割合で残っていることを示している。

「らい」患者に対する偏見や差別意識は、依然として7%に達している。これは、戦前と比べて大幅に減少しているものの、依然として一定の割合で残っていることを示している。また、ハンセン病患者に対する偏見や差別意識は、依然として7%に達している。これは、戦前と比べて大幅に減少しているものの、依然として一定の割合で残っていることを示している。

4. ハンセン病問題を全面解決するために

国家賠償請求訴訟の判決を受けて

平成10年(1999年)、鹿儿島と熊本の入所者13人が熊本地裁に「5年予防法の廃止は基本的人権の尊重を定めた憲法に違反し、強制隔離などで人権(奥害を受けた)」と補償を求めた訴訟がありました。その後、平成13年(2001年)に原告勝訴の判決が下され、国の控訴は必至とみられていました。原告側に対して謝罪する、ハンセン病問題を早期に、全面的に解決するために控訴は行わない」という訴訟を提起し、原告の謝罪が確定しました。そして新たな補償制度や療養所の入所者の給与増額が整備されました。さらに、これまでのハンセン病問題の真相を究明するために、平成14年(2002年)に「ハンセン病問題に関する検証会議」

が設置され、約2年半にわたって検証作業が行われました。その報告書には、ハンセン病問題が究んだ解決途上にあると記されています。それは熊本県で起きた入所者の精神苦悩事件をみて明らかです。この問題を全面的に解決するには、一人でも多くの人たちにハンセン病について正しく理解してもらわなければならない。

平成13年5月の熊本地裁判決において、裁判長は「長くも昭和35年以降、5年予防法の廃止は被害者及び遺族に対する国の責任を認め、1人800万円から1,400万円まで4倍増の賠償を認めた」と述べた。これは国のハンセン病政策に対する初の司法判断で、国会の立法不作為も認定するほど、被害者の救済を促すものだった。

ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話

平成13年5月25日
このように、約2年という長い期間にわたって、ハンセン病問題に関する調査が行われてきた。その結果、ハンセン病問題の真相が明らかになり、被害者及び遺族に対する国の責任を認め、1人800万円から1,400万円まで4倍増の賠償を認めた。これは国のハンセン病政策に対する初の司法判断で、国会の立法不作為も認定するほど、被害者の救済を促すものだった。また、この判決を受けて、政府はハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けて、5年予防法の廃止と、療養所の改善、入所者の給与増額などを実施する方針を示した。また、ハンセン病問題に関する検証会議も設置された。

和解の基本合意内容

平成14年(2002年)、原告団と厚生労働大臣は、国の謝罪や一時金の交付などを含む和解の基本合意内容に調印し、これを契機として原告と国は熊本地裁で正式に和解に至りました。一連のハンセン病訴訟は、平成13年5月後半という異例の早さで全面的に解決されました。

基本合意書の骨子 =
●国は、ハンセン病政策の被害者にも多大な苦痛を与えたことを反省し、謝罪する
●国は、入所者は被害者を含む患者、元患者の名簿を整理するための調査を行う
●国は、被害者の賠償などとして和解一時金を原告に支払う
●国は、ハンセン病問題の真相の調査を行う

ハンセン病問題に関する最近の動向

平成13年(2001年)	ハンセン病問題早期解決訴訟判決(国裁新) 政府として控訴しないことを決定し、内閣総理大臣談話を発表 「ハンセン病療養所入所者等に対する賠償金の支給等に関する法律」公布、施行 和解に関する基本合意書調印(入所者・社会復帰者原告)
平成14年(2002年)	和解に関する基本合意書調印(遺族・非入所者原告) 新聞紙上に厚生労働大臣が謝罪広告掲載(全国50紙) 「国立ハンセン病療養所等通所者給与増額法案」開始 「ハンセン病問題に関する検証会議」設置
平成17年(2005年)	「国立ハンセン病療養所等非入所者給与増額法案」開始 「ハンセン病問題に関する検証会議」報告書が厚生労働大臣に提出
平成19年(2007年)	国立ハンセン病療養所リニューアルオープン
平成20年(2008年)	「ハンセン病問題の解決に関する法律」成立
平成21年(2009年)	「ハンセン病問題の解決に関する法律」施行 6月22日を「5年予防法による被害者の名簿回復及び追悼の日」として厚生労働大臣主催の追悼行事を実施

ハンセン病問題に関する検証会議

平成14年(2002年)、厚生労働省は日弁連法務研究財団のソーシアルワーカーが調査員として各地に派遣され、ハンセン病問題に関する検証会議の設置を委託、元患者代表、療養所所長、弁護士、マスコミ関係者などで構成された13人の委員からなり、委員自身が療養所に出向き、施設の現状や入所者への聞き取りを行いました。また、すべての療養所入所者に関し聞き取り調査を行うために、約200人

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

ハンセン病問題については、今なお解決すべき問題が多く残されています。とりわけ、社会になお根深く残る偏見、差別の解消、ハンセン病の元患者が、地域社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことのできる基礎整備は大きな課題です。こうした問題の解決を促進するため、元患者等による議員立法制定のための努力が重ねられ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20年6月に議員立法により成立、平成21年4月から施行されました。

- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の主な内容)
1. 「5年予防法廃止法(平成8年制定)」の廃止
 2. 国立ハンセン病療養所等の住居、生活水準の改善(従来から行われていた入所者、再入所者の住居及び生活水準の改善に加え、国立ハンセン病療養所の土地取得を地域住民等の利用に供することを可能にする等の措置を新たに実施。)
 3. 社会復帰の促進(社会外生活の援助(退所後、退所者給与増額、相談情報提供の支援など)と定額配当者等受給金の給付、相談情報提供の支援など)
 4. 名誉回復者決定者の選考(名誉回復者決定者の選考(退所後、退所者給与増額、相談情報提供の支援など)の選考、決定者の選考)

5. ハンセン病問題に対する理解を深めるために

ハンセン病問題に対する国や自治体の取り組み

厚生労働省や各自治体は、一人でも多くの人たちにハンセン病のことを正しく知ってもらい、偏見や差別を解消するために、冊子やパンフレットを作成し、シンポジウムなどを開催して普及啓発活動を行っています。

国立ハンセン病資料館

平成19年(2007年)にリニューアルオープン、全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料などを展示しています。企画展や音楽映画の放映、入所者による語り部活動(親子約・団体のみ)なども行っています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13
電話 042-396-2909

国立感染症研究所 ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究、臨床研究のほか、ハンセン病の検査やハンセン病に関する相談、診療支援などを行っている。また、市民公開講座や医療関係の学生や職員対象のハンセン病医学夏期大学講座などに参加して、ハンセン病に関する啓発活動を行っています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-2-1
電話 042-391-8211(代表)

ハンセン病対策別予算

項目	内訳	令和3年度予算実績 (単位:千円)
療養所名簿管理費	和研会、シンポジウムなど啓発に係る費用等	826,807
右衛門保	療養所の運営に係る費用	32,644,708
社会福祉・社会復帰生活支援	国/県/市/町/村/道庁/保健所/通所療養所等	2,782,463
合計		36,253,978

岡山県の活動事例「ハンセン病に関する県民意識調査」(一部抜粋)

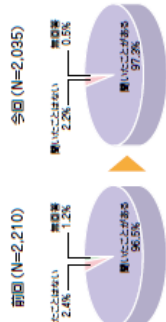
岡山県保健福祉部健康対策課(平成20年3月)

調査概要

調査地 …… 岡山県全域
調査対象 …… 15歳以上の県内在住者
標本数 …… 4,000人
回収率(率) …… 2,035人(50.9%)
調査方法 …… 郵送配布郵送回収による無回答調査
調査期間 …… 平成19年8月～9月

※Nは、回答者数。前回調査は平成15年1～2月実施で、回収数2,210人。
※小数は以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがある。

問 1 あなたは、「ハンセン病(5い)」という病気の名前を聞いたことがありますか?

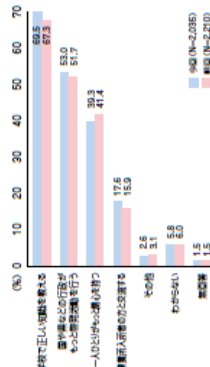


問 2 あなたは、ハンセン病に関することを知りたいと思いますか?



15歳以上の県民のほとんどすべてがハンセン病という病名を知っている。

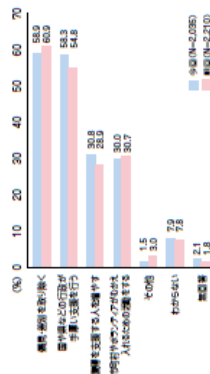
問 3 あなたは、ハンセン病への偏見や差別の解消のために何をしたらよいと思いますか?



5年前に行われた調査結果と比べて、大きな違いはみられない。

年齢別みると、若い人ほどハンセン病に関心してよく知りたいと思っている人が多い。

問 4 あなたは、療養所入所者が社会復帰をするために、どうしたらよいと思いますか?



前回の調査結果より、「国や県などの行政が手厚い支援を行う」が若干増加している。

5. ハンセン病問題に対する理解を深めるために

ハンセン病問題に対する国や自治体の取り組み

厚生労働省や各自治体は、一人でも多くの人たちにハンセン病のことを正しく知ってもらい、偏見や差別を解消するために、冊子やパンフレットを作成し、シンポジウムなどを開催して普及啓発活動を行っています。

国立ハンセン病資料館

平成19年(2007年)にリニューアルオープン。全国「ハンセン病資料館」のハンセン病資料館や、国内外の関係機関から収集した資料などを展示しています。企画展や啓発映画の放映、入館者による語り部活動(要予約)などの様々なも行っています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13
電話 042-396-2909

国立感染症研究所 ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究、臨床研究のほか、ハンセン病の検査やハンセン病に関する相談、診療支援などを行っている。また、市民公開講座や医療関係の学生や職員対象のハンセン病医学夏期大学講座などに参加して、ハンセン病に関する啓発活動を行っています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-2-1
電話 042-391-8211(代表)

ハンセン病対策別予算

項目	内 訳	令和3年度予算額 (単位:千円)
施設・名簿管理費	和歌山・シンポジウムなど啓発に係る費用等	826,807
在籍調査	療養所の運営に係る費用	32,644,708
社会復帰	国内ハンセン病療養所通所者給与金等	2,782,483
合計		36,253,978

重監房資料館

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を寸大で再現し、その過程などを体感できるように展示しています。また、カイダンス映像や証言ビデオなどの映像が見られるほか、歴史パネルや実物資料を展示したコーナーなどがあります。

〒377-1711
群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533
電話 0279-88-1550

政府広報

ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を図るため、毎年「シンポジウム」を開催しています。また、啓発パンフレットやホームページ、マスコミを通して、ハンセン病問題の啓発を行っています。

岡山県の活動事例「ハンセン病に関する県民意識調査」(一部抜粋)

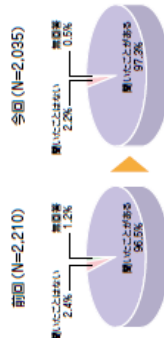
岡山県保健福祉部健康対策課(平成20年3月)

■調査概要

調査地 …… 岡山県全域
調査対象 …… 15歳以上の県内在住者
標本数 …… 4,000人
回収率(率) …… 2,035人(50.9%)
調査方法 …… 郵送配布 郵送回収による郵送調査法
調査期間 …… 平成19年8月～9月

※Nは、回答者数、前回調査は平成15年1～2月実施で、回収数2,210人。
※小数点以下第2位を四捨五入しており、比率の合計が100%にならないことがある。

問 1 あなたは、「ハンセン病(らい)」という病気の名前を知っていますか?

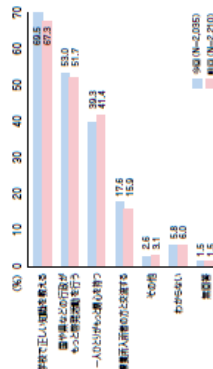


問 2 あなたは、「ハンセン病」に関することを知りたいと思いますか?



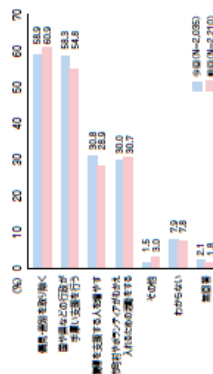
15歳以上の県民のほとんどすべてがハンセン病という病名を知っている。

問 3 あなたは、ハンセン病への偏見や差別の解消のために何をしたらよいと思いますか?



5年前に行われた調査結果と比べて、大きな違いはみられない。

問 4 あなたは、療養所入籍者が社会復帰をするために、どうしたらよいと思いますか?



前回の調査結果より、「国や県などの行政が手厚い支援を行う」が若干増加している。

ハンセン病療養所の 入所者・社会復帰者の家族の人権について考える

大切な家族がハンセン病と診断され、療養所に収容された後、残された入所者・社会復帰者の家族はどんな人生を送ったのだろうか？

国によるハンセン病患者の隔離政策によって、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族もまた、社会からのいわれのない偏見や差別の対象となり国の隔離政策でバラバラにさせられてしまいました。入所者・社会復帰者の家族に対する偏見・差別の目は、学校という集団生活の場においては、よりいっそう過酷なものでした。熊本にあるハンセン病療養所

入所者・社会復帰者の家族に対する偏見や差別の問題は、つい最近までその重大性が認識されてこなかったんだ

平成28年(2016年)、療養所入所者・社会復帰者の家族568名が、熊本地裁に対し、隔離政策により、ハンセン病患者だけでなく、その家族も偏見や差別の対象とされたとして損害賠償を求める裁判を起しました。令和元年(2019年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はこの判決を重く受け止めるとともに、この問題をできる限り早期に解決するため、原告の主張を受け入れ、控訴をしませんでした。その後、国は、入所者・社会復帰者の家族に謝罪するとともに、入所者・社会復帰者の家族に対する補償を行う法律を作り、家族の名誉回復や入所者・社会復帰者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発の強化に取り組むことを約束しました。

に付属する保育所「龍田寮」で暮らす子どもたちが、地元の小学校の1年生として入学しようとする、PTAから入学反対運動が起き、龍田寮の子を入学者なら、我が子は登校させないという運動にまで発展しました(龍田寮事件(1954年))。このほかにも、家族が学校でいじめられ、孤立させられた例が数多く報告されています。

入所者・社会復帰者の家族としての苦悩を隠さず話せるようになるために、自分に何ができるが考えてみよう

国はこれまでもハンセン病問題の啓発活動に取り組んできましたが、熊本地裁に対して訴えを起した時に本名を公表することができた原告はほんの数人で、500名以上の原告は匿名で裁判を起しました。熊本地裁判決後も、入所者・社会復帰者である家族がいることを周囲に打ち明けられることは多くありません。家族の存在や病歴を隠すことで何とか手にした平穏な暮らしが、家族の存在や病歴を明らかにすることによって、また脅かされるかもしれない。入所者・社会復帰者の家族は今もおお、社会に残る偏見や差別をおそれて生きています。入所者・社会復帰者の家族がこれまで経験した苦悩を隠さず話せるようになるために、自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。

～ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族の声～



「いつも、一人ぼっちでした。」

原田 悟子さん

私が7歳の時、父がハンセン病療養所に強制収容され、母も父に付き添って家を出て行きました。一人家に残っていた私の前で、壁が障ったかのように真っ白になるまで自宅を消費されました。その光景は記憶に残り付いて、トラウマのように今も忘れられません。その日から、生活はガラリと変わりました。近所の人からは白い目で見られるようになり、学校でも仲間はずれにされました。掃除の時も、同じバケツで雑巾を洗わせてもらえず、「おまえが黙るとどうつる。」と言われ、雑巾を捻じられました。いつも、一人ぼっちでした。私は、母を早く楽にしてあげたい一心で17歳の時に結婚しました。しかし、夫は、「あんな病気の親からもらってやっただの。」と言って、お酒を飲んでひどい暴力をふるうようになりました。私は、「こんなに辛い目にあうのは父のせいだ。」と、父を恨みました。父は、平成13年、ハンセン病療養所で亡くなりました。父とは、最後まで、親子らしい関係を作ることではできませんでした。



「母との20センチの壁」

奥村 浩さん

4歳の時、私はハンセン病患者であった両親から引き離され、療養所の付属保育所である「龍田寮」に入れられました。小学校2年生の夏には、「龍田寮事件」によって保育所が閉鎖され、親戚の家に預けられました。学校の長い休みの度、険しい山道をたどってハンセン病療養所に呼び込み、母の部屋で何日も過ごしました。しかしそれは、母が愛しかつたからではなく、そこに行けば食べ物があってひどい思いをしなくて済んだからです。保育所で母が恐い病気を伝え込まれてきた私は、母との間に必ず20センチの壁を作りました。一縷の布団に覆っていても、体を強ばらせて20センチ以上の距離を保っていたのです。

母は、らい予防法が廃止された平成8年6月28日に亡くなりました。最後の最後まで母の身体を優しくなでたりしてあげておえませんでした。



「何が正しいか、自分で考えて。」

高橋 勇さん

私が7歳の時、母がハンセン病を発病しました。ハンセン病療養所への入所について母を説得するため、自治体の職員が頻りに自宅に来ていたのを後に知りました。当初、母は入所を拒んでいました。ところが、自治体の職員が頻りに自宅に来ていたのを後に知りました。当初、母は入所を拒んでいました。ところが、自治体の職員が頻りに自宅に来ていたのを後に知りました。当初、母は入所を拒んでいました。ところが、自治体の職員が頻りに自宅に来ていたのを後に知りました。当初、母は入所を拒んでいました。

私は、母が療養所に入所した日に、育児院へ預けられ、両親の愛情を受けられずに育ちました。1歳の私を手離す時、母は泣き叫んだそうです。私のように、親や子どもも、きょうだいと引き離された家族が沢山います。国は、この隔離政策とこれを認められない予防法を継続し、入所者・社会復帰者やその家族に苦痛や苦難を与え続けたいことを諦めました。国の政策が常に正しいとは限らないのです。何が正しいかを市民一人一人が自分で考えて行動することが大切だと思います。

6. ハンセン病データ源

参考資料

「未来への道標 ～ハンセン病とは～」



記者としてハンセン病問題取材した経験を持つ元アナウンサーの著本渡子さんが、ハンセン病患者の生活や元入所者の方々へのインタビューなどを述べて、ハンセン病患者と国連が置かれてきた実態や現状を明らかにし、ハンセン病に対する偏見・差別の解消を目指した人権啓発テレビ特別番組をビデオDVD化したものです。

〈企画〉法務省人権保障課
※全国の法務局地方支庁事務所(公財)人権啓発推進センターで
貸出を行っています。

「未来への虹 ～ぼくのおじさんは、ハンセン病～」



国立ハンセン病資料館の隣り処である平沢保治さんをモデルにして描かれた子ども向けの本「ぼくのおじさんは、ハンセン病～平沢保治物語～」をもとに、小学4年生以上の方々にハンセン病問題を正しく伝え、人権の大切さを理解していただくために制作されたアニメーション作品です。

〈企画(原作)〉法務省人権保障課/
(公財)人権啓発推進センター
※全国の法務局地方支庁事務所(公財)人権啓発推進センターで
貸出を行っています。

国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病患者や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書も収蔵した図書閲覧室もあります。

〒189-0002
東京都葛飾区山手青葉町4-1-13
電話 042-396-2909
URL <https://www.nhdn.jp/>

重監房資料館

かつてハンセン病患者の強制隔離として使われた「特別病室」は、逆衝「重監房」と呼ばれています。今は建物の整理が済んでいますが、わずかに残された資料や祭壇の出土遺物等から推定される形を写すことで部分再現し、その遺構さを体感できるように展示しています。また、ガイドツアー映像や証言ビデオなどの映像が鑑賞できるほか、歴史パネルや実物資料を展示したコーナーなどがあります。

〒377-1711 群馬県高崎市草津町草津白根464-1533
電話 0279-88-1550
URL <https://www.nhdn.jp/is/jpm/>

ウェブサイト

厚生労働省(ハンセン病に関する情報ページ)

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/index.html>

法務省「ハンセン病への偏見や差別をなくしよう」http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

国立ハンセン病資料館(各館案内)リンクしています

https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosp12/nc.html

国立感染症研究所「ハンセン病」<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/leprosy.html>

国立感染症研究所「ハンセン病研究センター」<https://www.niid.go.jp/niid/ja/rom-hab/4ae-irc/9558-irc-top.html>

日井運法務研究財団「ハンセン病患者支援推進事業」

<https://www.jfr.or.jp/work/hansen/>

<http://www.hansen-gakkai.jp/>

「ハンセン病の向こう側」 発行日/令和3年8月 発行/厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 (03) 5253-1111 URL:<https://www.mhlw.go.jp/>

ハンセン病問題に関する講義動画について

別添3

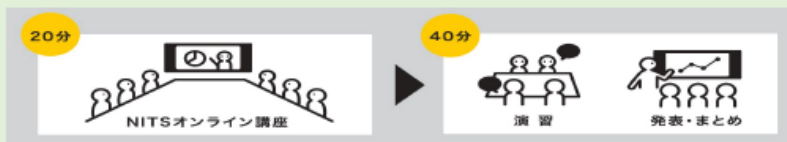
(独) 教職員支援機構が、全国の学校教育関係職員に豊富で質の高い研修機会を提供するため、校外、校内、自己研修を問わず、いつでもどこにいても研修が可能となるような目的で作成している約20分の講義動画「校内研修シリーズ」において、ハンセン病に関する講義動画の配信を令和3年12月6日付けで開始。

<動画の内容>

- ◆動画の内容：ハンセン病問題学習に当たっての視点、ハンセン病問題を巡る経緯、ハンセン病に関する授業実施の紹介 等
- ◆講義動画タイトル：ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つーハンセン病問題から学び、伝えるー
- ◆講義者：益進中学高等学校 校長 延和聰
- ◆講義動画リンク先：<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>

校内研修で活用する場合の例

<60分の校内研修の場合> 研修の冒頭20分で講義動画を視聴し、それを踏まえた演習を行う流れが可能です。



令和4年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

別紙様式3-2

別添4

都道府県・指定都市名	岐阜県	学校名	関市立安桜小学校
人権課題	ハンセン病患者等	対象学年・取り扱った教科等	小学6年生 社会科 総合的な学習の時間
目標・人権教育のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病について正しく理解するとともに、社会における偏見や差別が患者さんたちを強く苦しめたことに気付くことができる。 ・ハンセン病患者に対して自分たちができることを話し合い、意思決定をすることができる。 ・ハンセン病患者に対する思いやりの心を持ち、相手の立場に立って行動しようとする意欲や態度を養う。 		
実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資料や年表から、ハンセン病の症状、国のハンセン病への対応について調べ、ハンセン病患者やその家族が偏見や差別によって強く苦しめられた事実を理解する。 ・「ハンセン病患者と家族の声」を読み、患者やその家族が受けた苦しみについて考え話し合う。(1時間) ・オンライン授業で、国立ハンセン病資料館学芸員からハンセン病について学ぶ。(2時間) 		
工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師(国立ハンセン病資料館学芸員)による授業を行ったり、国が発行する資料を教材化したりすることで、ハンセン病について正しく理解できるようにした。 ・話し合いを行う時に、児童に「自分だったらどのような思いになるか」という視点で考えるように指導し、ハンセン病患者等の苦しみを自分のこととして考えられるようにすることで、相手の立場に立って行動することの大切さに気付けるようにした。 		
他教科との関連	上記の学習に合わせて、特別の教科道徳の内容項目D- (19) 命の尊さに関わる教材で学習し、その後、行動力を育むための取組を行った。		
事業成果	<p>知識：同和問題に関わる学習とつなげて考え、正しく知ろうという意識をもって学び考えた。</p> <p>価値・態度：法律や政治、周りからの偏見など、差別を生み出す問題に対して「おかしい、間違っている、正しかった」という思いをもつことができた。</p> <p>技能：学んだことを家族に伝え、教えてあげたい、もっといろいろ知りたいという気持ちをもつ児童もいた。</p>		

令和3年度 人権教育研究推進事業 <人権教育研究指定校事業>

都道府県・ 指定都市名	徳島県	学校名	徳島県立富岡東中学校
人権課題	ハンセン病患者等	対象学年・ 取り扱った教科等	中学3年生・道徳科
目標・人権教育のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病問題を他人事としてではなく、自分自身の問題として受け止めながら、二度と同じような過ちが繰り返されないよう、ハンセン病について正しい知識を学び、偏見や差別を許さない心情や態度を育成する。 		
実施した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」（中学生向け）を読んで、ハンセン病について、正しい知識を学び、ハンセン病回復者やその家族の思いを理解する。（1時間） ・病気の原因や治療法が発見されたにもかかわらず、ハンセン病患者や家族に対する偏見や差別がなぜ生まれたかについて、グループで考える。（1時間） ・教材「中学生のみなさんへ～ハンセン病と私～」（わたしの願い）を学習し、徳島県ハンセン病支援協会会長の著書の中で紹介されている回復者の思い（抜粋）を聞き、自分の考えをまとめる。（1時間） 		
工夫した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンセン病に限らず、感染症や難病については、種類も多く、個人差があるため、外見から患者だとわかる場合もあれば、外見からは判断できないこともあるため、病気に対する偏見や無理解により、差別を受けることがあることに気付かせるよう工夫した。 ・患者に対してだけでなく、その家族に対する偏見や差別をなくしていくことも大切であることに気付かせるよう、患者の家族の体験談等を紹介した。 ・ハンセン病に対する無関心が差別を残す原因になっていること気付かせるよう工夫した。 		
他教科との 関連	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育科の授業でハンセン病について学習した。 		

令和2年度
法務省委託 人権啓発動画

ハンセン病問題を知る

～元患者と家族の思い～



DVD (34分40秒)
日本語字幕つき
副音声入り

「活用の手引き」つき

企画 法務省人権保護局
公益財団法人人権教育啓発推進センター
制作 毎日映画社

障害政策によって偏見や差別に苦しみがら生えてきた。ハンセン病元患者やその家族のエイビンをアニメーション化し、国立ハンセン病資料館学芸員による解説とともに収録しています。ハンセン病についての正しい知識や歴史、そして近年の動向など、ハンセン病に関する理解を深めるとともに、偏見や差別のない社会の実現について考えるためのDVDです。

偏見や差別のない社会を目指し私たちがハンセン病問題から学ぶべきこと

ハンセン病は、1511年にインドで起こる病気です。現代では感染することも稀なこととされていますが、19世紀後半は、多くの死者を出したコレラやペストと同じように恐ろしい伝染病であると考えられていました。

昭和6年(1931年)に、ハンセン病の全ての患者の隔離を目指した「隔離予防法」が成立。ハンセン病患者は強制的に療養所へと収容されました。また、各県では行政と地域住民が率先して被害を見つけ出し、療養所へと送り込む、国民一体となった「無らい県運動」が行われました。こうした隔離政策は、ハンセン病患者やその家族への偏見や差別をますます強いものにしてしまいました。

有効な治療が開発された後もハンセン病患者の隔離は続きましたが、平成6年(1996年)に「らい予防法」は廃止

れ、裁判によって国が進めてきた隔離政策の疑いが認められました。しかし、ハンセン病に対する偏見はなくはなっており、療養所で暮らす元患者、退所した社会復帰者、そしてその家族に対する差別は現在も残っています。

近年、こうした苦しみの中を生きてきた元患者やその家族に対する偏見や差別が行われる一方で、元患者やその家族の意識化が進み、ハンセン病問題自体が風化していく恐れがあります。私たちは、偏見や差別に苦しんでいたハンセン病元患者やその家族の体験、この病気の歴史を語り、同じような苦しみを繰り返してはいけません。

差別や人権侵害のない社会の実現に向けて、ハンセン病問題から私たちが学ぶべきことはたくさんあるはずです。

*昭和28年(1953年)に「らい予防法」が改正されたこととなった

アニメーション あるハンセン病患者とその家族の物語

森和男さん



志村康さん



林力さん



ハンセン病家族新聞発行人 部長

1 プロローグ

2 国立ハンセン病資料館 展示コーナーにて

・ハンセン病とはどのような病気か

3 アニメーション あるハンセン病患者とその家族の物語

全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長 森和男さん

4 ハンセン病と人権に関する説明

ハンセン病患者国務院監査官協議会 会長 志村康さん
・ハンセン病と日本における歴史的背景

5 アニメーション あるハンセン病患者とその家族の物語

ハンセン病家族新聞発行人 部長 林力さん

6 ハンセン病と人権に関する説明

・ハンセン病患者の家族が受けた差別
・ハンセン病患者家族国務院監査官協議会

7 林力さんからのメッセージ

8 エピローグ

●このビデオに関するお問い合わせ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1802(代表) FAX.03-5777-1803
ウェブサイト: <http://www.jihken.or.jp>

●このビデオの貸し出し、その他人権啓発資料等については
人権ライブラリー ※人権教育啓発推進センター一併
TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954
ウェブサイト: <http://www.jihken-library.jp>

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイト YouTube の「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です
法務省チャンネル <https://www.youtube.com/MOJchannel>
人権チャンネル <https://www.youtube.com/jihkenchannel>

企画 法務省人権保護局
公益財団法人人権教育啓発推進センター
制作 毎日映画社

人権相談窓口・人権ライブラリーの御案内

法務局・地方方法務局の電話・メール人権相談窓口

みんなの人権110番(全国共通)

0570-003-110 [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

子どもの人権110番(全国共通・通話料無料)

0120-007-110 [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

女性の人権ホットライン(全国共通)

0570-070-810 [平日午前8時30分から
午後5時15分まで]

インターネット人権相談受付窓口

24時間・365日受付 [インターネット人権相談] 検索
●パソコン <http://www.moj.go.jp/INKEN/jinken113.html>
●携帯電話 <https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

人権ライブラリーの御案内

人権に関する資料(図書、ビデオ、DVD、展示パネル)を借りたい方、お探しの方、人権に関する視察・研修や打合せスペースをお探しの方は、人権ライブラリーをご利用ください。遠方の方でも郵送等による貸出しも行っていきます。詳細は、下記までお問い合わせいただくか、人権ライブラリーのウェブサイトをご覧ください。

人権ライブラリー

※公益財団法人 人権教育啓発推進センター併設
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 Eメール: library@jinken.or.jp
ウェブサイト <http://www.jinken-library.jp/>
[開館時間] 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始は休館)

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です

[法務省チャンネル](https://www.youtube.com/MOJchannel) 検索 [人権チャンネル](https://www.youtube.com/jinkenchannel) 検索

人権啓発動画
活用の手引き

「元患者と家族の思い」
ハンセン病問題を知る



法務省人権擁護局/公益財団法人人権教育啓発推進センター

現代では感染することも、
発病することもほとんどないハンセン病。
治る病気であるにもかかわらず、
その患者は強制的に隔離されてきた歴史があります。
隔離するための法律は廃止されましたが、
この病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、
今も元患者やその家族は苦しんでいます。
同じ過ちを繰り返さないために、
偏見や差別のない社会を実現するために、
この問題から学ぶべきことはたくさんあるはずです。

目次

ハンセン病について知っておいてほしいこと	3
忘れてはいけないハンセン病患者や元患者が受けた苦しみ	5
長い間語られてこなかった家族の苦しみ	7
あるハンセン病元患者とその家族の物語	8-10
ハンセン病問題の歩み	11
授業の展開例	12
板書例	14
ハンセン病問題についてのワークシート	15

ハンセン病について 知っておいてほしいこと

どんな病気なの?

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気です。かつては「らい病」と呼ばれていました。現在は、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前を取って「ハンセン病」が正式名称となっています。

この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は、障害などの後遺症が残ることもありました。

治療法はあるの?

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。我が国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、様々な薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。

ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

忘れてはいけないハンセン病患者や元患者が受けた苦しみ

他の人に感染するの？

「らい菌」はもともと感染する力が弱く、たとえ感染したとしても、発病する力はとても弱い細菌です。現在の日本の衛生状態や、生活や医療の環境を考えると、感染することや発病することはほとんどありません。



らい菌 電子顕微鏡写真
[国立感染症研究所提供]
(写真提供:国立ハンセン病資料館)

ハンセン病療養所(令和2年5月1日現在)

入所者総数(14カ所) 1,094名
●国立療養所(13カ所) 1,090名
●私立療養所(1カ所) 4名



治る病気になってからも隔離されたままだった

ハンセン病患者を療養所という名の施設に収容する隔離政策は、明治40年(1907年)の「癩予防ニ関スル件」から始まり、昭和6年(1931年)に成立した「癩予防法」という法律のもとで進められてきました。全国で「無らい県運動」が行われ、患者を見つけ出して療養所へ送り込み、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒するという光景は、人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けていきました。昭和21年(1946年)には特効薬「プロミン」が登場し、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていましたが、昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切って、この法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。

つまり、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制収容は続けられ、療養所に収容されると、多くの人は一生そこから出ることができなかったのです。



本妙寺部落の強制収容
(写真提供:国立ハンセン病資料館)



病棟看護
(写真提供:国立ハンセン病資料館)

長い間語られてこなかった 家族の苦しみ

人権がないがしろにされていた療養所での生活

療養所では、患者たちは様々な労働をしなければなりません。炊事洗濯のほか、道路工事のような重労働もこなし、症状の軽い者は症状の重い者の世話をしました。手足に感覚がないために、作業中にけがをしても気付くことができず、指や手足を失ってしまう人もいました。

また、患者たちは子どもを持つことが許されませんでした。ハンセン病は遺伝するという間違った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の誤った考え方があったためです。患者は、子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生まれてくることができなかった子どもは7,696人にも及びます。

無らい県運動とは？

昭和6年(1931年)に「癩予防法」が成立した頃から、各都道府県は、ハンセン病患者が一人もいないことを目指し、競って患者を療養所へと入所させる「無らい県運動」を行いました。この運動は戦後にも継続され、ハンセン病が「恐ろしい伝染病」だという誤った認識を社会に植え付け、患者やその家族に対する偏見や差別を強いものになりました。

ハンセン病患者の家族にも向けられた偏見や差別の目

療養所の入所者たちが恐れたように、ハンセン病への偏見や差別の目は、入所者の家族にも向けられてきました。学校や職場で厳しい差別を受け、居場所をなくし、中には婚約を破棄される人もいました。そのため家族は、身内にハンセン病の入所者がいることを隠し、世間の目におびえながら生きていかななくてはなりません。ハンセン病患者になった家族を恨み、棄てたという思いにとらわれ、癒やすことのできない心の傷を負った人もいます。隔離政策が家族を引き離し、ふくれ上がった偏見と差別が心までをも分断していったのです。

しかし、こうした家族の被害は、長い間公的に認められていませんでした。

ハンセン病患者家族に対する新たな補償に関する法律も成立

平成28年(2016年)にハンセン病患者の家族たちは、国に対して謝罪と賠償を求める裁判を起こしました。令和元年(2019年)に国の責任を認める判決が下されると、国はこの問題を早期に解決するためにこれ以上争わないことを決め、家族たちに謝罪しました。同年に作られた「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の前文では、苦痛と苦難を強いられてきた家族への取組がなされなかったことがおわびされ、偏見と差別を根絶する決意が示されています。

それでも、自分の家族にハンセン病患者がいることを周囲に打ち明けることができた人は多くありません。家族の皆さんは、今も偏見や差別を恐れて生きています。

あるハンセン病元患者とその家族の物語①

全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長 森和男さん

昭和15年(1940年)、徳島県に生まれた森和男さん。幼くしてハンセン病にかかった森さんは、昭和24年(1949年)、9歳の時に同じくハンセン病になった15歳の姉とともに瀬戸内海の孤島にある国立療養所大島青松園(香川県)に入所しました。

そこで森さんは、患者である大人の入所者が内体労働など過酷な作業(患者作業)を課せられているのを目の当たりにします。病気を治すために療養所へ来たのに、病気が治らなければ自分もこうした作業を行うのだろうか、森さんは幼心に不安に思いました。また、療養所で亡くなった人の火葬や埋葬も入所者自身の手で行われていました。



中学生の頃になると、将来に不安を募らせ自死する友人もいました。その子の遺骨は、ハンセン病の偏見や差別を恐れた家族から受け取りを拒否され、故郷に帰ることすらできませんでした。

中学校を卒業すると、大島を離れ、岡山県にある国立療養所長島愛生園内にある高校へ入学。島の中で暮らしてきた森さんは、各地の療養所から来た仲間との交流を通して、様々な考え方や生き方を学び、人間関係を深めていきました。

その後、大学に進学し、卒業後は大阪の商社へと就職した森さんですが、偏見や差別を恐れ、職場では自分のことを一切話さずに行きました。しかし、病気のことを隠している自分に対する周囲の目が気になり始め、ストレスにより病気は悪化。31歳で治療のために大島の療養所へと戻りました。

療養所に戻った森さんは、ハンセン病というだけで奪われた人間としての誇りや人間らしさを取り戻したいと強く願い、療養所の自治会の活動に打ち込み、入所者の生活改善のために力を尽くしました。そして、現在は自治会長を務めているほか、国立ハンセン病療養所入所者による全国組織「全国ハンセン病療養所入所者協議会」の会長も務め、ハンセン病問題の啓蒙や療養所の将来構想などに取り組んでいます。

8

あるハンセン病元患者とその家族の物語②

ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長 志村康さん

昭和8年(1933年)、佐賀県に生まれた志村康さんは、昭和23年(1948年)、中学校を卒業してすぐに国立療養所菊池恵楓園(熊本県)に入所しました。「らい菌」が陰性となった30歳の時に療養所を離れた志村さんは、療養所内で結婚した妻と二人で仕事を始め、親類の赤ちゃんを養子にもらいます。実は二人には、授かった子を諦めなければならなかった過去がありました。当時のハンセン病患者は出産を許されていなかったのです。



仕事は順調でしたが、ハンセン病の後遺症により痛みを感じなくなった右足にできた傷からばい菌が入り、40歳の時に右足を切断。しかし、足の傷はなかなか治らず、志村さんは療養所内の病院で治療を受けるため、55歳で療養所に戻りました。

平成8年(1996年)、ハンセン病患者・元患者を社会から隔離してきた「らい予防法」が廃止されました。しかし、これまで受けてきた苦しみや亡くなっていった仲間への思いから、志村さんは療養所の入所者とともに、長期間にわたって誤った隔離政策を行ったことは憲法違反であったとして、平成10年(1998年)、国を訴えました。

裁判で法廷に立った志村さんは、家族への差別を恐れ、本名を乗れずにいること、父親の葬儀に行けなかったこと、そして、生まれてくることを許されなかった子どもを訴えました。平成13年(2001年)5月11日、志村さんたちの裁判に、国の責任を認める判決が下りました。

しかし、平成15年(2003年)には、志村さんも暮らす菊池恵楓園の入所者がホテルの宿泊を拒否される事件が起こるなど、裁判に勝訴してもハンセン病や入所者への偏見や差別は根強く残っているのです。

長い間、社会から隔離されてきた菊池恵楓園内には、今、地域の人々のための保育園があります。子どもたちの存在は、希望そのもの。だからこそ、差別をされることを自分の問題として考えられる人になってほしいと志村さんは願っています。

9

あるハンセン病元患者とその家族の物語③

ハンセン病家族訴訟原告団 団長 林力さん

大正13年(1924年)、長崎県で生まれた林力さん。ハンセン病にかかった林さんの父親は、林さんが小学6年生の時に、鹿児島県にある国立療養所星塚敬愛園に入所しました。父親が発った後、保健所によって家中の消毒が行われると、林さん家族は近所から冷たい眼差しで見られ、また、同級生からは「くされの子」といじめられました。それからすぐに、林さん家族は、父親の兄を頼りに東京へ。それ以来、ハンセン病である父親のことは隠して暮らしました。



学校の先生になりたかった林さんは、21歳の時に、福岡県にある罪を犯した少年や戦争で家を失った少年の自立を支援する施設に勤め始めました。施設の少年に家族の話や聞く中で、林さんも小学6年生の時に別れてから会っていない父親への思いが湧き上がります。そして、ずっと隠し続け、死んでほしいとさえ思っていた父親に会うことを決意し、鹿児島県の療養所へと向かいました。

療養所の面会室で林さんは父親と再会します。涙を流す父親と、ただ黙って向き合うばかりでしたが、別れ際、父親は「お父ちゃんのことば絶対に世間に知られないように」と念を押すのでした。

父親の死後、林さんは父親がハンセン病患者であったことを公表。誰もがこの病気にかかった家族のことを語る世の中になってほしいという思いからでした。そして、平成28年(2016年)には、林さんをはじめハンセン病患者の家族によって「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」が起こされます。国によるハンセン病患者の隔離政策によって偏見や差別に苦しんだのは、患者だけでなくその家族もだからです。国に対して謝罪と賠償を求めたこの訴えには、令和元年(2019年)に国の責任を認める判決が下りました。

かつて父親を隠し、憎み続けてきた林さんは、今では、ハンセン病の父親を持ったからこそ、現在の私があると思えるようになったのです。

10

ハンセン病問題の歩み

- | | |
|--------------|--|
| 明治 6年(1873年) | アルマウエル・ハンセンが、らい菌を発見。 |
| 明治40年(1907年) | 法律「癩予防二関スル件」が制定される。 |
| 昭和 6年(1931年) | 「癩予防法」(旧法)が制定(癩予防二関スル件の改正)される。 |
| 昭和11年(1936年) | 「無癩県運動」が本格化する。 |
| 昭和18年(1943年) | プロミンのハンセン病治療への有効性が発表される。 |
| 昭和23年(1948年) | 優生保護法で、ハンセン病も指定される。 |
| 昭和28年(1953年) | 「らい予防法」が制定される。 |
| 平成 8年(1996年) | 「らい予防法」が廃止される。 |
| 平成13年(2001年) | 熊本地裁で「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。 |
| 平成15年(2003年) | 熊本県の温泉でハンセン病回復者宿泊拒否事件起こる。 |
| 平成17年(2005年) | ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書が提出される。 |
| 平成20年(2008年) | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が制定される。 |
| 平成22年(2010年) | 国連総会でハンセン病差別撤廃決議が採択される。 |
| 平成28年(2016年) | ハンセン病家族国家賠償請求訴訟が提起される。 |
| 令和元年(2019年) | 熊本地裁でハンセン病家族国家賠償請求訴訟に対する国の責任を認める判決。国は控訴を断念し、同年「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行される。 |

11

● 授業の展開例 (50分)

※p.15のワークシート利用も可能
(B5サイズで使用の場合140%で、

A4の場合165%で片面ずつ拡大コピー)

経過時間	所要時間	項目	内容	留意点
2分	2分		入室～自己紹介	
3分	1分	始めに	質問① 「ハンセン病」という言葉を聞いたことがあるかどうかを聞く	参加者の意識を集中させる 板書「ハンセン病」
17分	14分	DVD視聴	導入～アニメ①②	チャプター1～3を再生し、一時停止 次の話し合いのための板書
21分	4分	話し合い	質問② ハンセン病について分かったことを聞く ※発言が無い場合の語りかけと展開例 ・森さんはどこに住んでいますか？ →(回答例)療養所、島、など →(展開)隔離されていたこと、今も療養所 ・志村さんは本当の名前を使っていますか？ →(回答例)使っていない/使えない、していること →(展開)匿名という仮の名前で暮らしていること	参加者の回答を板書して共有 [想定される回答例] ・家族と離れる ・悪い病気 ・療養所に入る ・悪口を言われる ・患者作業がある ・裁判があった ・赤ちゃんを産めなくされる
25分	4分	DVD視聴	解説①	チャプター4を再生し、一時停止 板書「ハンセン病元患者の家族」
26分	1分	説明	ハンセン病問題は、元患者だけでなく、その家族も偏見や差別にさらされてきたことを簡単に紹介	
40分	14分	DVD視聴	アニメ③～解説②～インタビュー	チャプター5～7を再生し、一時停止 次の話し合いのための板書
46分	6分	話し合い	質問③ 自分がハンセン病の元患者か考えるか聞く 質問④ 隔離政策の当時、自分の周りの状況で、自分ならどうしたか聞く	[想定される回答] ・家族と離れるのは辛い ・療養所から逃げたい ・病気の前と同様に扱ってほしい ・自分一人だけでも優しくする ・周りと一緒に差別してしまうかもしれない
48分	2分	DVD視聴	エピローグ	チャプター8を再生
50分	2分	終わりに	質問⑤ 差別をなくすために、私たちに何が出来るか聞く 人権相談窓口の紹介	

12

13

板書例

ハンセン病問題

主な差別事例

家族、故郷に戻れないこと

根深い病気への誤解

まとめ

ハンセン病問題についてのワークシート

質問 1 ハンセン病について見聞きしたことがありますか？

質問 2 ハンセン病について分かったことは何ですか？

質問 3 もし、自分がハンセン病の元患者やその家族だったとしたら、あなたはどんなことを考えますか？

質問 4 隔離政策の当時、自分の周りに差別されている患者や家族がいる状況で、あなたならどうしましたか？

質問 5 差別をなくすために、あなたが出来ることは、どんなことでしょうか？

14

15

国立ハンセン病資料館 出張講座のご案内 (教育機関 関係者の皆様へ)

国立ハンセン病資料館では、ハンセン病患者・回復者とその家族に対する差別的解消を目指して、未来を担う子どもたちや学生への啓発活動に力を入れています。

1. 概要

ご要望に応じて講師を派遣しハンセン病問題に関する講演を行います。

【所要時間】1時間～2時間程度（ご相談に応じます）

【講演料】無料（交通費は応相談）

【内容】ハンセン病の医学的な説明、ハンセン病対策の歴史、ハンセン病療養所の現状、人権侵害や差別の実態、ハンセン病問題の教訓など



※オンライン、録画での実施も承っております

2. お申込方法

講演依頼書に必要事項を明記の上、FAXまたは郵送でお申込みください。講演依頼書はホームページからダウンロードできます。



【担当】国立ハンセン病資料館 事業部 社会啓発課（大高・金・牛嶋）

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13

Tel 042-396-2909 Fax 042-396-2981 <https://www.nhdm.jp/>

ハンセン病に対する偏見・差別や人権問題について

講師派遣のご案内

社会福祉法人ふれあい福祉協会
理事長 三木賢治

社会福祉法人ふれあい福祉協会は、厚生労働省から受託している「ハンセン病対策事業」の一環として講師派遣事業を展開しています。

平成28年度から取り組んでいるピアサポート事業ではハンセン病回復者の皆様に講師をしていただき、辛苦の来し方をお話しいただいてきました。聞く人の心を揺さぶり、深く、長く、考えさせられるものです。

令和2年度からはハンセン病回復者のご家族にも講師を依頼し、事業の拡充を図っています。

講師派遣の費用などは助成させていただいておりますので、詳細は弊会にお気軽にお母ねください。

社会福祉法人ふれあい福祉協会事務局
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚 3-43-1
TEL 03-5302-8480
soudan@fureai-fukushi.jp

※ 学校において本事業の採用を希望される場合は、以下の宛先まで御連絡ください。
文科科学省初等中等教育局児童生徒課指導係
〒100-8969 東京都千代田区鷹が岡3-2-2 E-mail: jidou@next.go.jp

別添9

その他関係施設・資料等

(1) 関係施設

- 国立ハンセン病資料館
ハンセン病に関する中核施設として、ハンセン病についての医学的知見、治療の歴史、患者・元患者に対する歴史・差別の歴史、その苦難の体験について展示などを通して発信しています。学校等からの出張講座の依頼や写真パネル・DVDの貸出も受け付けています。
〒189-0002 東京都東村山市青葉町 4-1-13
電話 042-396-2909 URL <https://www.nhdn.jp/>

○重監房資料館

- ハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」(＝「重監房」)を最大で再現し、重監房の真の運命を後世に伝えるとともに、ハンセン病をめぐる偏見、差別の解消を目指しています。学校等へのDVDの貸出も受け付けています。
〒377-1711 群馬県吾妻郡吾妻町青津白根 464-1533
電話 0279-88-1550 URL <https://www.nhdn.jp/sipm/>

○国立ハンセン病療養所

- 全国に13箇所あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等が行われています。
URL https://www.mhlw.go.jp/www1/ine/link_hosp_12/hospisvfc.html
(各療養所のウェブサイトにもリンクしています。)

(2) 資料等

- 「ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～」
法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載されています。
URL <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html#9>
- 人権ライブラリー
(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーでは、およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出を行っています。これらの啓発資料は郵送等による貸出も行っています。
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
電話 08-5777-1919 URL <https://www.jinken-librar.jp/>
- 人権チャンネル
(公財)人権教育啓発推進センターの「人権チャンネル」(YouTube)では、ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像が公開されています。
URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>

(3) ウェブサイト

- 厚生労働省 (ハンセン病に関する情報ページ)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/houna/kenkou/irrou/kenkou/hansen/index.html>
- 文部科学省 (HIV 感染者・ハンセン病患者等) に関する参考資料
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankoshiryo/1322245.htm
- 法務省 (ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう)
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

55. アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について（令和元年6月6日通知）

元文庁第231号
令和元年6月6日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人の長
国立教育政策研究所長
文化庁関係各独立行政法人の長
殿

文部科学事務次官
藤原 誠

（印影印刷）

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進
に関する法律の施行について（通知）

この度、第198回国会において成立した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「法」という。）が、令和元年5月24日から施行されました。

本法の概要は下記のとおりですので、法の趣旨に沿って、アイヌ文化を継承する者の育成やアイヌに関する国民の理解の促進、アイヌ文化振興等に資する調査研究の推進等を図るようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校や関係機関に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び学校等に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校等に対して、各法人にあっては、管下の研究機関や博物館等に対して本件の周知をお願いします。

なお、本法の施行に伴い、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）は廃止となります。

法の条文及び関係する政令、省令は、文化庁のホームページ（www.bunka.go.jp）に掲載していますので、ご参照ください。

記

第1 法律の概要

1 総則

(1) 目的（第1条）

この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、本法に定める規定により、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができる、その誇りが尊重される社会の実現を図り、もってすべての国民が相互に尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするものであること。

(2) 基本理念（第3条、第4条）

ア アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等、多様な民族の共生、多様な文化の発展について国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと。

イ アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならないこと。

- ウ アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないこと。
- エ 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(3) 国及び地方公共団体の責務（第5条）

- ア 基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- イ アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- ウ 教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならないこと。
- エ 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(4) 国民の努力（第6条）

国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

2 基本方針等

(1) 基本方針（第7条）

政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこと。

(2) 都道府県方針（第8条）

都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとする。

3 アイヌ施策推進地域計画の認定等

(1) アイヌ施策推進地域計画の認定（第10条）

- ア 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づくとともに、都道府県方針を勘案し、アイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。
- イ 市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする事業（法第10条第2項第2号に規定する事業）を実施する者の意見を聴かななければならないこと。
- ウ 法第10条第2項第2号イからホまでのいずれかの事業（アイヌ文化の保存継承に資する事業、アイヌの伝統等に関する理解に資する事業等）を実施しようとする者は、市町村に対してアイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができること。

4 認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

(1) 交付金の交付等（第15条）

国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（法第10条第2項第2号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で交付金を交付することができること。

(2) 地方債についての配慮（第19条）

認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

5 指定法人（第20条、第21条）

国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理やアイヌ文化振興等の業務を行う法人を全国を通じて一に限り、指定することができる。

6 アイヌ政策推進本部（第32～37条）

内閣に、内閣官房長官を本部長とし、関係閣僚を本部員とするアイヌ政策推進本部を設置し、基本方針案の作成や実施の推進、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案に関することなどをつかさどること。

第2 留意事項

法第5条第3項において、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、

アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。」と規定されているほか、衆議院及び参議院の国土交通委員会において、法の運用に関して、次の点に留意するよう決議されています。

各地方公共団体及び各教育・文化関係機関等にあつては、これらの趣旨について十分に留意の上、アイヌに関する教育、アイヌ語・アイヌ文化の振興、施策の展開等に取り組んでいただくようお願いいたします。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（抜粋）」

（衆議院）

「三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。」

「四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

（参議院）

「四 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実にに向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。」

「五 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。」

第3 法律全文等

【法律全文】

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/index.html>

【附帯決議全文】

（衆議院）

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

（参議院）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf

【本件連絡先】

文化庁企画調整課アイヌ文化振興係
電話 03-5253-4111（内線 4785）

小・中・高等学校教育におけるアイヌに関する教育の充実について

- 平成29年から30年にかけて、小・中・高等学校等の学習指導要領の改訂等が行われ、アイヌに関する内容が充実。
- 小・中学校においては、新しい学習指導要領に基づく教科書がすでに使用されている。高等学校においては、本年度から新しい学習指導要領が年次進んで実施となり「歴史総合」(必修修科目)の教科書が使用されている。令和5年度からは、令和3年度の検定に係る教科書である「日本史探究」が使用される予定である。
- また、アイヌに関する記述の充実に関する観点から、教科書を作成している発行者を対象とした説明会を毎年開催している。

<学習指導要領の改訂>

○ 小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説社会編

小学校社会〔第6学年〕(平成20年)

特段の記載なし。

○ 中学校学習指導要領 (平成29年告示)

中学校社会〔歴史的分野〕(平成20年告示)

「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。

○ 高等学校学習指導要領 (平成30年告示)

日本史A、日本史B
(平成21年告示)

特段の記載なし。

小学校社会〔第6学年〕(平成29年)

「現在の北海道などの地域における先住民であるアイヌの人々には独自の伝統や文化があることに触れるようにする。」ことを、内容の取扱いの解説において新たに記載

中学校社会〔歴史的分野〕(平成29年告示)

「鎖国などの幕府の対外政策と対外関係」については、「オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。その際、アイヌの文化についても触れること。」と記載を充実

歴史総合(必修修科目)(平成30年告示)

「18世紀のアジアの経済と社会」については、アジア貿易における「北方との交易をしていたアイヌについて触れる」ことや、その際「アイヌの文化についても触れる」ことを新たに規定

日本史探究(平成30年告示)

「中世の日本と世界」の「社会の変容と文化の特色」については、「アイヌ」の「文化の形成についても扱う」ことを新たに規定
「近世の日本と世界」の「幕藩体制の確立」については、「アイヌの人々」を通して、「北方貿易が行われたことについて取り上げる」ことを新たに規定

56. 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（令和5年7月5日通知）

令和5年1月の養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議の議論の取りまとめを踏まえ、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等を作成しましたので、送付いたします。

5 初健食第5号
令和5年7月5日

各都道府県・指定都市教育委員会
人事主管課長
学校保健主管課長 殿
学校給食主管課長
教職員研修主管課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
堀野晶三

文部科学省初等中等教育局財務課長
村尾崇

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南野圭史

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等の送付について（通知）

文部科学省においては、令和4年3月以降、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議を開催し、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に向けた検討を行い、令和5年1月17日に議論の取りまとめを公表したところです。

議論の取りまとめでは、養護教諭及び栄養教諭について、「各教育委員会において職務内容を定め、求められる役割（職務の範囲）を明確化」するために、文部科学省が取り組むべき方策として、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ。）や事務職員と同様に「標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」を示すこととされています。

これを踏まえ、この度、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校（義務教育学校を含む。）に係る学校管理規則の参考例（別添1）並びに養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例（別添2）を作成しましたので、その留意事項等と併せて送付いたします。

「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月17日付け2初初企第14号）において、「養護教諭や栄養教諭等その他の職について同様に学校管理規則等にその標準的な職務を位置付ける場合には、学校種や職による職務の性質の違いにも御留意いただきますようお願いいたします。」としているところですが、各教育委員会においては、本参考例を養護教諭及

び栄養教諭の標準的な職務の内容を定めるための基礎資料として活用いただくとともに、必要に応じて、本参考例を活用して関係規定等を整備いただき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知するとともに、本参考例を活用し、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図ることについて、指導・助言いただくようお願いします。

記

1. 本参考例の活用について

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本参考例はそのための基礎資料として活用されることを想定していること。このため、関係規定等を整備する場合には、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応されることを想定していること。

また、標準的な職務の内容を定めるに当たっては、地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

2. 標準職務に掲げる職務等について

別添2の別表第一及び別表第二に掲げる養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）については、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲並びにその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。

なお、各教育委員会の関係規定において標準的な職務として位置付けられた後においても、養護教諭及び栄養教諭に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる「超勤4項目」に当たる職務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるものであることには変わりはないこと。

また、標準職務は、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化を図り、養護教諭及び栄養教諭がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるようにすることを趣旨として示しているものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。

3. 適切な校務分掌について

校長は、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等に応じて、具体的に校務の分掌を定める必要があること。

その際、校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、別添2の別表第一及び別表第二に掲げていない職務であっても、「教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」の別添2「教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例」の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭及び栄養教諭の職務とすることも可能であること。

このほか、標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、養護教諭及び栄養教諭の校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

4. 事務職員や学校給食調理員、外部人材等との分担・協働を図った業務の実施について

業務の実施に当たっては、校務分掌に基づいて、養護教諭及び栄養教諭を含む教職員の間で適切に

役割分担を図るとともに、事務職員や学校給食調理員、教員業務支援員をはじめとした外部人材等との分担・協働を図ることが重要であること。

5. 保護者や地域住民等との共有について

学校管理規則等に養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務を位置付けた場合には、その内容等を保護者や地域住民等と共有し、地域の理解と支援を得るよう十分努める必要があると考えられること。

別添 1 学校管理規則の参考例

別添 2 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例

参 考 教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について
(通知)(令和2年7月17日付け2初初企第14号)

＜本件連絡先＞

文部科学省：03-5253-4111（代表）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内4950）

<学校管理規則の参考例>

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

(養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容)

第△条 教育長は、養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容
その他養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

＜養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱の参考例＞

養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例並びに職務の遂行に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、〇〇立学校管理規則第△条に基づき、養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務」という。）を明らかにすること等を通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(養護教諭の標準職務)

第二条 養護教諭の標準職務は、別表第一に掲げるとおりとする。

(栄養教諭の標準職務)

第三条 栄養教諭の標準職務は、別表第二に掲げるとおりとする。

(養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に係る留意事項)

第四条 養護教諭及び栄養教諭の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第一に掲げる養護教諭の標準職務及び別表第二に掲げる栄養教諭の標準職務は、校務の中で主として養護教諭及び栄養教諭が行う職務の範囲及びその職務に含まれる具体の業務を示したものであること。
- (2) 校長は、養護教諭及び栄養教諭の標準職務を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。その際に、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校や地域の実情等を踏まえつつ、養護教諭及び栄養教諭が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に定めること。
養護教諭及び栄養教諭が業務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき、教諭等や養護教諭、栄養教諭の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。
- (3) 養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域の実情等に応じて養護教諭及び栄養教諭が担うことが必要と校長が認めるものについては、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、養護教諭及び栄養教諭の標準職務に掲げている職務を整理又は精選した上で実施することを前提とすることが適切であること。

別表第一 養護教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として保健管理に関すること	健康診断、救急処置、感染症の予防及び環境衛生等に関すること	健康診断の実施（計画・実施・評価及び事後措置） 健康観察による児童生徒の心身の健康状態の把握・分析・評価 緊急時における救急処置等の対応 感染症等の予防や発生時の対応及びアレルギー疾患等の疾病の管理 学校環境衛生の日常的な点検等への参画
		健康相談及び保健指導に関すること	心身の健康課題に関する児童生徒への健康相談の実施 健康相談等を踏まえた保健指導の実施健康に関する啓発活動の実施
		保健室経営に関すること	保健室経営計画の作成・実施 保健室経営計画の教職員、保護者等への周知 設備・備品の管理や環境衛生の維持をはじめとした保健室の環境整備
		保健組織活動に関すること	学校保健計画の作成への参画 学校保健委員会や教職員の保健組織（保健部）等への参画
2	主として保健教育に関すること	各教科等における指導に関すること	各教科等における指導への参画（チーム・ティーチング、教材作成等）

備考

- (一) 養護教諭は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第一百四十七号）附則第十四項に基づき、当分の間、その勤務する学校において、保健の教科の領域に係る事項の教授を担当する教諭又は講師となることができるとされており、兼職発令を受けることにより、養護教諭としてではなく、教諭・講師として当該職務を遂行することが可能である。
- (二) 校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、養護教諭の職務とすることも可能である。

別表第二 栄養教諭の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として食育に関すること	各教科等における指導に関すること	食に関する指導の全体計画の作成 給食の時間における児童生徒への給食指導及び食に関する指導 上記のほか、各教科等における食に関する指導への参画（ティーム・ティーチング、教材作成等）
		食に関する健康課題の相談指導に関すること	食に関する健康課題を有する児童生徒への個別的な相談指導（実態把握、相談指導計画の作成、実施、評価等）
2	主として学校給食の管理に関すること	栄養管理に関すること	学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成、栄養摂取状況の把握）
		衛生管理に関すること	学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（学校給食施設及び設備の衛生、食品の衛生並びに学校給食調理員の衛生の管理、学級担任等や学校給食調理員への指導・助言）

備考

校長は、各学校や地域の実情等を踏まえ、上記に掲げていない職務であっても、教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱の別表番号2「主として学校の管理運営に関すること」に掲げるものを参考にした上で、栄養教諭の職務とすることも可能である。

学校における働き方改革に資するため、平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申を踏まえ、教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例を作成しましたので、送付いたします。

2 初初企第 1 4 号
令和 2 年 7 月 1 7 日

都道府県・指定都市教育委員会
人 事 主 管 課 長 殿

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
浅 野 敦 行
(印影印刷)
文部科学省初等中等教育局財務課長
森 友 浩 史
(印影印刷)

教諭等の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について
(通知)

平成 31 年 1 月 25 日、中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「答申」という。）が取りまとめられました。

答申では、学校における働き方改革を進めるにあたり、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」を確実に実施するため、文部科学省が取り組むべき方策として、「学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル（学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化）を周知」することとされています。

これを受けて、このたび、教諭等（主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭及び講師をいう。以下同じ。）の標準的な職務の明確化を図るための小学校及び中学校（義務教育学校を含む）に係る学校管理規則の参考例（別添 1）及び教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例（別添 2）を作成しましたので、送付いたします。学校に置かれる職については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）等で定められている職を含め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 33 条の規定に基づき各学校を設置する地方公共団体において学校管理規則等の規定で定めている職や、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者である教育委員会において教育委員会規則等の規定で定めている標準的な職として、その存在が既に明記されているものと承知しております。また、もとより、学校に置かれる職の職務内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものです。

このため、各教育委員会においては、本参考例を教諭等の職務内容を定めるための基資料として活用いただくとともに、必要に応じて、本参考例を活用して関係規定等を整備いただき、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるような環境を整備していただくようお願いします。

なお、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定しています。また、教諭等の標準的な職務の明確化を図る際には、各学校・地域の実情等についても十分に考慮されるようお願いします。さらに、幼稚園、幼保連携型認定こども園、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校について同様に学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付ける場合や、養護教諭や栄養教諭等その他の職について同様に学校管理規則等にその標準的な職務を位置付ける場合には、学校種や職による職務の性質の違いにも御留意いただきますようお願いいたします。また、教諭等をはじめ学校に置かれる職の具体的な職務内容を定める際には、学校管理規則等に位

置付けられる標準的な職務を踏まえつつ、学校規模、教諭等の配置数や経験年数、各学校・地域の実情等についても十分に考慮されるようお願いいたします。

このほか、学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を適切に位置付ける際の留意点を 下記のとおりまとめましたので、下記の事項に留意の上、御対応いただきますようお願いいたします。

文部科学省としては今後とも、必要な制度改正や条件整備をはじめとして、学校と社会の連携の起点・つなぎ役として前面に立ち、学校における働き方改革の取組を総合的に進めてまいります。各教育委員会におかれては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）（平成31年3月18日30文科初第1497号文部科学事務次官通知）も踏まえ、引き続き、学校における働き方改革を進めるために必要な取組の徹底をお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、本参考例を活用し、教諭等をはじめとする学校に置かれる職の標準的な職務の明確化を図ることについて、指導・助言いただくようお願いいたします。

記

1. 本参考例の活用について

教諭等の職務内容は、関係法令等を踏まえ、服務監督権者である教育委員会が定めるものであり、本参考例はそのための基礎資料として活用していただくことを想定していること。このため、本参考例を活用して関係規定等を整備する場合であっても、本参考例で示している規定の仕方にかかわらず、各教育委員会における既存の規定等との整合性を踏まえ、当該既存の規定等に応じた適切な形で対応いただくことを想定していること。また、具体的な標準的な職務を定めるに当たっては、各地方公共団体における具体的な職名や各学校・地域の実情等を考慮した上で定めることが求められること。

2. 標準職務例に掲げる職務等について

別添2別表に掲げる教諭等の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）については、校務の中で主として教諭等が担う職務の範囲を示したものであること。また、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではないこと。

標準的な職務の例を示した「教諭等」とは、校長及び教頭等の管理職以外の学校に おける職であって学校に関する職務を広く担う職について、標準的な職務を明確にする趣旨から、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいうものであり、標準職務例においては管理職が担う職務は示していないこと。なお、職務の中には、管理職が担うことも考えられる職務も示しているが、教諭等が担うことも想定されるため示しているところであり、実際の具体的な校務分掌に基づく役割分担については、管理職も含め、地域や学校の実情に応じ適切に実施することが考えられること。

なお、各教育委員会の関係規定において標準的な職務として位置付けられたとしても、教諭等に対し時間外勤務を命ずる場合は、いわゆる「超勤4項目」に当たる職務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られるものであることに変わりはないこと。

また、標準職務例は、教諭等の標準的な職務の明確化を図り、教諭等がその専門性を発揮し本来の職務に集中できるようにすることを趣旨として示しているものであり、地方公務員法第15条の2第1項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。

3. 標準職務例に掲げていない業務について

答申の別紙2「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について」を踏まえ、以下に掲げる学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務や、基本的には学校以外が担うべき業務については、教諭等の業務の縮減を推進する観点から、標準職務例には掲げていないこと。なお、これら業務のうち、学校徴収金の徴収・管理に関する業務については、基本的には学校以外が担うべき業務であり、地方公共団体が担うことが望ましいが、仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、教諭等の業務ではなく事務職員等の業務とする必要があると考えられるため、別途通知する事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等において、事務職員の標準的な職務として位置付けていること。

【学校の業務であるものの必ずしも教諭等が担う必要のない業務】

- ①調査・統計等への回答に係る対応に関すること
- ②児童生徒の休み時間における対応に関すること
- ③校内清掃に係る対応に関すること
- ④部活動に係る対応に関すること

【基本的には学校以外が担うべき業務】

- ⑤登下校への対応に関すること
- ⑥学校外における放課後や夜間などの見回り，児童生徒の補導への対応に関すること
- ⑦学校徴収金の徴収・管理に関すること
- ⑧地域ボランティア等との連絡調整に関すること（地域学校協働活動の一環として地域学校協働推進員等が担うべきものをいい，校務分掌等で教諭等の職務の内容として定められた地域学校協働活動推進員等との連絡調整の職務を除く。）

4. 適切な校務分掌について

校長は，学校規模，教職員の配置数や経験年数，各学校・地域等の実情に応じて，具体的に校務の分掌を定める必要があると考えられること。

なお，標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても，学校規模，教職員の配置数や経験年数，各学校・地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については，校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には，標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが基本的に前提であると考えられること。

5. 外部人材等との分担・協働を図った職務の実施について

職務の実施に当たっては，校長は，校務分掌に基づき教諭等の間で適切に役割分担を図るとともに，事務職員や専門スタッフ，外部人材等との分担・協働を図る必要があると考えられること。

6. 保護者や地域住民等との共有について

学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付けた場合には，その目的や目標を保護者や地域住民等と共有し，地域の理解と支援を得るよう十分努める必要があると考えられること。

7. 事務職員の標準的な職務について

学校管理規則等に教諭等の標準的な職務を位置付ける際には，事務職員との分担・協働についても適切に図られるよう，事務職員の標準的な職務についても併せて位置付けることが望ましいこと。その際，別途通知する事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等を参考にされたいこと。

- 別添1 学校管理規則の参考例
- 別添2 教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例
- 別添3 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日中央教育審議会）（抜粋）

担当：初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係
 菊地，中村，吉田
 TEL：03-5253-4111（代表）内線 2588

< 学校管理規則の参考例 >

〇〇立学校管理規則

第〇章 組織編成

(教諭等の標準的な職務内容)

第△条 教育長は、教諭等（主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため，標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

＜教諭等の標準的な職務の例及びその遂行に関する要綱の参考例＞

教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職務の遂行に関する要綱

(目的)

第一条 この要綱は、〇〇市立学校管理規則第△条に基づき、教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下同じ）の標準的な職務の内容及びその例を明らかにすることを通じ、もってその専門性を発揮して職務を遂行できるようにすることを目的とする。

(教諭の標準的な職務の内容及びその例)

第二条 教諭の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という）は、別表に掲げるとおりとする。

(主幹教諭の標準的な職務の内容)

第三条 主幹教諭は、別表に掲げるもののほか、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭の職務を補佐すること及び命を受けて校務の一部を整理すること並びに教諭、助教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務の内容とする。

(指導教諭の標準的な職務の内容)

第四条 指導教諭は、別表に掲げるもののほか、教諭、助教諭及び講師の資質の向上を支援することをその標準的な職務の内容とする。

(助教諭の標準的な職務の内容)

第五条 助教諭は、別表に掲げるものについて、教諭の職務を補佐することをその標準的な職務の内容とする。

(講師の標準的な職務の内容)

第六条 講師は、別表に掲げるものについて、教諭又は助教諭に準ずる職務を行うことをその標準的な職務の内容とする。

(教諭等の職務の遂行に係る留意事項)

第七条 教諭等の職務の遂行に際し、校長が留意すべき事項は次に掲げるとおりとする。

(1) 別表に掲げる標準職務例は、校務の中で主として教諭等が行う職務の範囲を示したものであること。なお、各学校に所属する全ての教諭等が一律に担うことを想定したものではないこと。

(2) 校長は、標準職務例を参考に、校務分掌を定め、又は見直すこと。教諭等が職務を実施するに当たっては、校務分掌に基づき教諭等の間で適切に役割分担を図るとともに、事務職員や専門スタッフ、外部人材等との連携・協力等が求められること。

なお、標準職務例に具体的な職務として掲げていない職務であっても、学校規模、教職員の配置数や経験年数、各学校・地域等の実情に応じて教諭等が担うことが必要と校長が認める職務については、校務分掌に位置付けることが可能であること。その場合には、標準職務例に具体的に掲げている職務を整理及び精選した上で実施することが前提であると考えられること。

(3) 校長が校務分掌を定める際には、学校規模、教職員の配置数や経験年数、学校や地域等の実情を踏まえつつ、教諭等が担う職務の範囲が曖昧になったり、徐々に拡大したりしないよう、できる限り具体的に校務分掌を定めること。その際、校長は、校務分掌が細分化し、各教諭等が結果として校務分掌の大部分を担当することのないよう、主幹教諭や主任を中心として包括的及び系統的に校務分掌を定めるとともに、特定の教諭等に職務が集中するなど職務の偏りが生じないよう、校務分掌の在り方を適時柔軟に見直すこと。なお、校長は、主任を命じる際には、適材適所で命じること。

別表 教諭等の標準的な職務の内容及びその例

番号	区分	職務の内容	職務の内容の例
1	主として学校の教育活動に関すること	教育課程及び学習指導に関すること	教育課程の編成及び実施並びにその準備（学校行事等の準備・運営を含む） 児童生徒の学習評価及び成績処理
		生徒指導及び進路指導に関すること	生徒指導体制の企画及び運営 児童生徒への指導援助 いじめ、不登校等の生徒指導上の諸課題への対応及び指導 進路指導方針の策定及び実施 家庭、地域、他校種及び関係機関との連絡及び調整 教育相談及び進路相談
		特別な支援を要する児童生徒のために必要な職務に関すること	個別の指導計画の作成及び活用 個別の教育支援計画の作成及び活用
2	主として学校の管理運営に関すること	学校の組織運営に関すること	学校経営及び運営方針の策定への参画 各種委員会の企画及び運営 学年・学級運営 学校業務改善の推進
		学校評価に関すること	自己評価の企画及び実施 学校関係者評価等の企画及び実施 学校に関する情報の提供
		研修に関すること	校内研修の企画、実施及び受講 法定研修その他の職責を遂行するために必要な研修の受講
		保護者及び地域住民等との連携及び協力の推進に関すること	関係機関や外部人材、地域、保護者との連絡及び調整
		その他学校の管理運営に関すること	学校の保健計画に基づく児童生徒の指導 学校の環境衛生点検 学校の安全計画等に基づく児童生徒の安全指導及び安全点検

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月 25 日）

第 4 章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

2. 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための仕組みの構築

(1) 文部科学省が取り組むべき方策

学校・教師が担うべき業務の範囲について、学校現場や地域、保護者等の間における共有のため、学校管理規則のモデル（学校や教師・事務職員等の標準職務の明確化）を周知。

第 5 章 学校の組織運営体制の在り方

2. 目指すべき学校の組織運営体制の在り方

- また、若手教師の支援の観点からも、主幹教諭や指導教諭の役割は重要であり、文部科学省は、主幹教諭や指導教諭が校内研修において若手教師の指導力向上に向けて中心的な役割を果たしている例を収集・周知するとともに、主幹教諭の標準的な職務として、若手教師の能力向上に関する内容が含まれうることを示していくことが必要である。
- 文部科学省は、事務職員が校務運営に参画することで、副校長・教頭を含め教師の業務負担が軽減された好事例・成果を収集・横展開するとともに、標準的な職務内容を具体的に明示していく必要がある。

【別紙 2】これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方について

【基本的には学校以外が担うべき業務】

④ 地域ボランティアとの連絡調整

○なお、地域ボランティアの活動に関する学校側の地域学校協働活動推進員等との連絡調整窓口としては、主幹教諭や事務職員等が地域連携担当として、その役割を積極的に担うことが考えられる。この推進のため、地域連携担当教職員について、文部科学省は、標準職務の例を示し、教育委員会は、校務分掌上への位置付けを進めるべきである。

<文部科学省に求める取組>

イ 地域連携担当教職員に係る標準職務例の提示及び学校管理規則における規定参考例の提示